

令和7年度第1回 朝霞市景観審議会 次第

日時 令和7年11月18日（火曜日）
午後1時30分から
場所 朝霞市役所 本館4階
401会議室

1 開 会

2 挨 捶

3 議題

- (1) 景観づくり団体認定申請について
- (2) 朝霞市の景観について

4 閉 会

議題（1）

景観づくり団体認定申請について

景観づくり団体 認定チェックシート

団体名	朝霞キテレツ企画	団体構成員の数	6人
申請日	令和7年7月22日	申請場所	朝霞市内の公共空間
活動目的	地域創生、活性		
	イベント企画を通して、表現の自由や個のチカラを発揮できる場をつくり、特に若い世代へ夢や希望を与える。		

○ <u>景観計画に定めるゾーン別景観づくりの方針等の趣旨に適合し、良好な景観の形成に資すると認められる</u>			
○	当該団体は、「朝霞市民まつり彩夏祭」やさいたまスーパーアリーナで開催の音楽フェス「キャノンボール」をはじめとした様々なイベント等に参加している団体である。『イベントの主役は子供達』を謳っており、家族が1つになれるイベントを開催し、笑顔があふれるにぎわいの景観を演出する一端を担っており、ゾーン別景観づくりの方針に位置づける <u>「基地跡地周辺や河川周辺の公共施設における、人が集いやすくなる空間づくり」</u> や <u>「にぎわいの創出」</u> に適合している。(P25)また、地域の活力や魅力が伝わる「にぎわい」景観の創出と発信に取り組むことで多くの人が訪れたいと感じるまちを目指す景観づくりの目標3「 <u>訪れたないと感じるまち</u> 」にも適合している。(P20)		
	○	土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではない	
当該団体の活動により、土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限することはない。			
○	営利、政治又は宗教に係る活動でない		
	当該団体の活動は、地域のにぎわいの景観の創出等に資するものであり、営利、政治又は宗教に係るものではない。		

認定の可否

可

景観づくり団体 認定チェックシート

団体名	株式会社アシスト	団体構成員の数	7人
申請日	令和7年9月29日	活動場所	上内間木周辺の新河岸川沿い
活動目的	内間木地域の美化 資源循環の活性化に関するイベント企画・運営		
活動内容	上内間木周辺の新河岸川沿いの清掃活動 廃棄物の中から資源として活用できるものを企画・開発、啓発イベントの運営		
その他			

申請要件（申請市町村別申請要件）	
○	景観計画に定めるゾーン別景観づくりの方針等の趣旨に適合し、良好な景観の形成に資すると認められる
○	当該団体は、ふるさとまちづくりを実現するため、市内の清掃、各種イベント等への参画など様々な事業を行っており、地域住民が安心して暮らせるまちづくりや親しまれる景観づくりの推進を目指すことを目的として申請をしたものです。また、景観づくり団体である「株式会社リゾン」と共催で「捨てないまちプロジェクト」と銘打ち、まだまだ使える不用品をリユースマーケットで販売したりと地域のために活動を行っていることからゾーン別景観づくりの方針に位置づける「住み心地」の良さが伝わる、安全で快適な住まいの景観づくりに取り組む景観づくりの目標2「住みたい、住み続けたいと感じるまち」、様々な主体が協働して景観づくりを進めることでだれもが愛着を感じるまちを目指す景観づくりの目標4「みんなでつくる愛着あるまち」にも適合している。(P25, P19, P20)
○	土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではない
○	当該団体の活動により、土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限することはない。
○	営利、政治又は宗教に係る活動でない
○	当該団体の活動は、地域のにぎわいの景観の創出等に資するものであり、営利、政治又は宗教に係るものではない。

認定の可否	可
-------	---

景観づくり団体 認定チェックシート

団体名	朝霞市役所 esports 部	団体構成員の数	21人
活動日	令和7年8月8日	活動場所	朝霞駅～朝霞市役所、公園通り
目的	インクルーシブな景観づくりイベントの開催による地域活性化		
活動内容	e-sportsによるイベントを開催し、性別・年齢等の違う人々の間で、コミュニケーションや同じ体験の機会を提供する。		
備考			

認定基準	
○	景観計画に定めるゾーン別景観づくりの方針等の趣旨に適合し、良好な景観の形成に資すると認められる 当該団体は、ほんちょう児童館で開催した「ゲームであそぼう！e スポーツ体験会」やあさか向陽園で開催した「e スポーツ体験イベント」をはじめとした様々なイベントの企画・運営等を行っており、地域の活力や魅力が伝わる「にぎわい」景観の創出と発信に取り組むことで多くの人が訪れたいと感じるまちを目指す景観づくりの目標3「 <u>訪れたいと感じるまち</u> 」に適合している。(P20) また、様々な主体が協働して景観づくりを進めることでだれもが愛着を感じるまちを目指す景観づくりの目標4「みんなでつくる愛着あるまち」にも適合している。(P20)
○	土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではない 当該団体の活動により、土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限することはない。
○	営利、政治又は宗教に係る活動でない 当該団体の活動は、地域のにぎわいの景観の創出等に資するものであり、営利、政治又は宗教に係るものではない。

認定の可否	可
-------	---

景観づくり団体 認定チェックシート

団体名	あさか JAM	団体構成員の数	10人
活動期間	令和7年10月31日	活動場所	朝霞駅～朝霞市役所、公園通り
<ul style="list-style-type: none"> ・ダンスで心と体の育成、健康促進 ・市民交流や地域商店街の活性化 ・賑わう景観の創出 ・老若男女問わず笑顔と活気があふれるコミュニティ作り 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ダンスの体験、ショー、コンテスト等のイベント企画、運営 ・シンボルロードや街の魅力を幅広い世代に知っていただく為、多ジャンルの音楽とダンスを各地点で開催 ・全国から応募を募り「あさか JAM」を基盤としたダンスコンテストを開催し広域から交流人口の増加を通じて、更なる地域活性化に資する活動 			

景観づくり団体 認定チェックシート	
○	景観計画に定めるゾーン別景観づくりの方針等の趣旨に適合し、良好な景観の形成に資すると認められる
○	当該団体は、賑わう景観の創出を目指し、昨年度より「あさか JAM」を開催している。今年度は1月30日（日）に市内2カ所（朝霞駅南口広場・CHIENOWA BASE）で開催予定。今後の展望としてシンボルロードや街の魅力を幅広い世代に知っていただく為に、音楽のジャンルを増やし、最終的に全国から応募を募り「あさか JAM」を基盤としたダンスコンテストを開催することで広域から交流人口の増加を通じて更なる地域活性化とコミュニティ作りに寄与することを希望。笑顔があふれるにぎわいの景観を演出し、ゾーン別景観づくりの方針に位置づける「 <u>基地跡地周辺や河川周辺の公共施設における、人が集いやすくなる空間づくり</u> 」や「 <u>にぎわいの創出</u> 」に適合している。（P25） また、地域の活力や魅力が伝わる「にぎわい」景観の創出と発信に取り組むことで多くの人が訪れたいと感じるまちを目指す景観づくりの目標3「 <u>訪れたいと感じるまち</u> 」にも適合している。（P20）
○	土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではない
○	当該団体の活動により、土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限することはない。
○	営利、政治又は宗教に係る活動でない
	当該団体の活動は、地域のにぎわいの景観の創出等に資するものであり、営利、政治又は宗教に係るものではない。

認定の可否	可
-------	---

景観づくり団体の活動範囲図

...新規申請

市内全域

No.1 NPO 住みたい朝霞まちづくりネットワーク
No.7 朝霞市商工会
No.8 朝霞キャロットロータリークラブ
No.9 東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科 および
東洋大学ライフデザイン研究科人間環境デザイン専攻
No.13 朝霞なるこ遊和会
No.14 株式会社林土木関東支店
No.17 株式会社良元興業
No.18 株式会社リゾン
No.20 若櫻・wakakeyaki
No.23 朝霞キテレツ企画

黒目川

No.4 黒目川の景観を考える会 (朝霞第一小学校付近から東橋)
No.6 十文字学園女子大学生活環境研究所 (新座市から浜崎黒目橋)
No.16 朝霞に桜の名所をつくる会 (全域)

No.5 北朝霞商業振興会
No.11 あさかラベンダー愛育会
No.24 株式会社アシスト
No.3 わくわく新河岸川みどりの会
No.22 株式会社 SHUHARI
No.12 セキスイ合人社タウン
マネジメント株式会社

No.2 朝霞基地跡地の
自然を守る会
No.10 シンボルロード(公園通り)
イルミネーション実行委員会
No.15 elephant

No.21 あさかエリアデザイン会議
No.25 朝霞市役所 esports 部
No.26 あさか JAM

No.19 MUSASHINO FRONT
ASAKA Soul Connection

この地図は、地図上に示された地名、施設名、組織名等を、実際のところが何であるか、何の組織であるか等で、正確に記載するための参考用地図です。また、地図上に示された施設、組織等の位置関係を、実際のところが何であるか、何の組織であるか等で、正確に記載するための参考用地図です。

議題（1） 参考資料

朝霞市景観計画 景観づくり団体関係 拠粹資料

③連携・協働による景観づくり

良好な景観づくりを進めるためには、市だけでなく、市民や事業者の取り組みが不可欠です。

本計画では、市民・事業者・市のそれぞれを景観づくりの主体、あるいは担い手として位置づけ、景観づくりの目指す方向をそれぞれの主体が共有しながら、各主体の連携・協働によって取り組むこととします。

●市民

市民は、景観づくりへの関心や理解を深め、日常の暮らしの中で景観について考え、周囲に配慮することが大切です。

また、景観づくりの重要な担い手として、地域の景観づくりに主体的に参加・協力することが必要です。

●事業者

事業者は、事業活動が周囲に影響を与えることを認識し、地域の景観と調和するよう配慮するとともに、主体的に地域の景観づくりに貢献することが大切です

また、市民と同様、景観づくりの重要な担い手として、地域の景観づくりに主体的に参加・協力することが必要です。

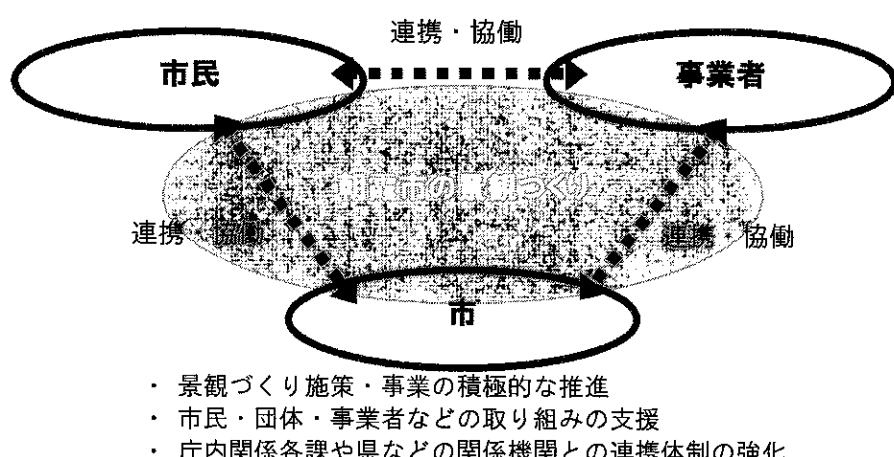
●市

市は、景観づくりの基本理念、目標などに基づき、良好な景観づくりを総合的に推進します。また、市民や事業者による景観づくりを支えるための施策を実施するとともに、市民や事業者の意見を反映した新たな施策を策定するものとします。

さらに、景観づくりに関する情報の発信、意識の啓発、知識の普及などや市民及び事業者による景観づくりの取り組みを支援していきます。

景観づくりの各主体の役割

- ・ 景観づくりへの理解・意識の高揚
- ・ 地域の景観づくりへの参加・協力
- ・ 地域の景観づくりへの貢献
- ・ 地域の景観づくりへの参加・協力



2 景観づくりの基本理念

景観づくりを通したまちづくりを進めるに当たり、以下の基本理念を設定します。

景観づくりの基本理念

景観づくりから始める 選ばれるまち 朝霞

私たちは景観を通してまちの魅力を感じています。朝霞らしい魅力ある景観をみんなでつくり、守ることで、だれもが住み続けたい、訪れたいと感じるまちを目指します。

本市が景観計画を策定し、良好な景観形成を進めるためには、なぜ景観づくりに取り組むのか、その基本的な考え方を、市民や事業者と市が共有することが大切です。

景観によって、まちに暮らす人も初めて訪れる人も、直感的にその場所の魅力を見て感じることができます。まちの魅力を高めるために良好な景観づくりは欠かすことができません。

本市では、景観形成はより良いまちづくりのための手段との考え方のもと、景観という視点でまちの課題や可能性を考え、見てわかる形でまちの魅力を高めるために、景観づくりに取り組みます。

また近年、シティセールス^{※1}の取り組みが全国の自治体で活発化しています。人口減少社会への対応や地域経済の活性化のために、まちのブランド力を高める“選ばれるまちづくり”的取り組みが重要となっています。

埼玉県が策定した「まちづくり埼玉プラン都市計画の基本指針（平成20年3月）」では、本市を含む県南部の土地利用の方向性に“県の顔となるおしゃれでにぎわいのあるまち”が位置づけられています。本市においても、平成26年4月に「シティ・セールス朝霞ブランド」^{※2}を認定し、そのひとつに黒目川の景観を選定しています。

このため、本市の自然環境や歴史的・文化的な資源を活かし、快適で活力ある住宅都市としての魅力を高めて発信することで、より多くの人々が朝霞に住み続けたい、訪れたいと感じる、選ばれるまちを目指します。



東武東上線の車窓から黒目川上流を望む

※1 シティセールス

都市の魅力を市外に向けて発信することにより、都市のイメージアップや知名度の向上を図り、外部から定住者や企業を呼び込んだり、観光客を招いたりする取り組み。

※2 シティ・セールス朝霞ブランド

地域資源を市の内外に周知することにより、市のイメージ向上及び郷土意識の醸成を図ることを目的として認定。黒目川の景観のほか、本田 美奈子 モニュメント、彩夏祭、朝霞アートマルシェ、ニンジンの5つを認定している。

3 景観づくりの目標と方針

(1) 景観づくりの目標と基本方針

景観づくりの基本理念を具体的に実現するために、上位・関連計画から景観づくりを総合的に実施するために重要となるキーワードを抽出し、そのキーワードをもとに、以下の4つの景観づくりの目標と基本方針を設定します。景観づくりの目標年次は、おおむね20年後として設定します。

キーワード1：水と緑

朝霞市の自然を代表する川や武蔵野の緑がつくる「水と緑」の景観の保全と創出は、やすらぎと潤いのあるまちづくりに不可欠です。

景観づくりの目標 1

やすらぎを育むまち

キーワード2：住み心地

首都圏近郊の住宅都市として発展してきた朝霞市が、住み続けたいと感じるまちになるためには、まちなみの美しさとともに、安全で安心して歩ける道や地域の歴史文化を伝える場づくりなど、「住み心地」が良いと感じる景観づくりが重要です。

景観づくりの目標 2

住み続けたいと感じるまち

キーワード3：にぎわい

鉄道駅周辺は本市の商業の拠点であり、玄関口にふさわしい景観づくりが重要です。地域の活力を支える商店街、交流拠点の公園などでは、良好な景観を形成するとともに、交流行事の充実や情報発信により、地域住民だけでなく、訪れる人にも魅力的な「にぎわい」の創出が重要です。

景観づくりの目標 3

訪れたいと感じるまち

キーワード4：協 動

まちの景観は、行政だけでなく市民や事業者など様々な主体の活動が積み重なってつくられることから、良好な景観形成は行政だけでは実現できません。地域に関わるすべての人々の「協働」による景観づくりを継続的に実行することが大切です。

景観づくりの目標 4

みんなでつくるまち



やさしさを感じるまち ランドマーク「水と緑」

黒目川、荒川、新河岸川などの河川、武藏野台地の面影を残す斜面林や農地などの緑地が織りなす「水と緑」の景観は、本市を代表する郷土景観です。

「水と緑」の景観の保全と創出に取り組むことで、身近な自然にふれあい、やすらぎを感じるまちを目指します。



黒目川



島の上公園からの眺望



黒目川の遊歩道



●黒目川などの川の自然を守り、水辺に親しめる場をつくります

●武藏野の面影を残す斜面林などの緑地を守り、育てます

●四季の変化や郷土の特色が感じられる視点の場をつくります



住み心地の良いまちを感じるまち ランドマーク「住み心地」

古き伝統の住まい町として発展してきた本町、これからも住み心地の良いまちを感じるまちになるためには、まちなみの美しさとともに、安全で安心して歩ける道の歴史文化を伝える場づくりなど、「住み心地」が良いと感じるまちづくりが重要です。

「住み心地」の良さが伝わる、安全で快適なまちの道づくりに取り組みます。また、まちなみの良さを感じるまちを目指します。



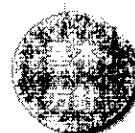
駅前通線（朝霞駅南口周辺）



北朝霞・朝霞台駅周辺



公園通り（陸上競技場周辺）



●住み心地の良いまちなみをつくります

●安全で快適と感じる道をつくります

●まちの歴史や文化を伝える場所を守ります

まちの景観の作り方

3. 訪れたいと思えるまち

キーワード「にぎわい」

鉄道駅や広域幹線道路の周辺は本市の商業の拠点であり、玄関口にふさわしい景観づくりが重要です。地域の活力を支える商店街、交流の場となる公園などでは、良好な景観を形成し、地域住民だけでなく、訪れる人にも魅力的な「にぎわい」の創出が重要です。

地域の活力や魅力が伝わる「にぎわい」景観の創出と発信に取り組むことで、多くの人が訪れたいと思えるまちを目指します。



黒目川花まつり（黒目川）



アートマルシェ
(朝霞駅東口駅前広場)



彩夏祭
(公園通り)



- 駅周辺などでにぎわいを演出します
- 人が集い、笑顔があふれる場をつくります

まちの景観の作り方

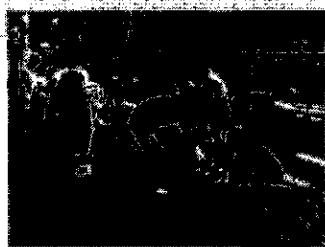
4. みんなでつくるまちあるまち

キーワード「協働」

まちの景観は、行政だけでなく市民や事業者など様々な主体の活動が積み重なってつくられることから、良好な景観形成は行政だけでは実現できません。

地域の関係者が連携、協力して景観づくりに取り組むとともに、行事の充実や情報発信により、地域への誇りや愛着が生まれ、地域への誇りや愛着がより良い景観づくりにつながっていきます。

朝霞らしい風景を守り、育て、継承していくため、地域に関わるすべての人々との「協働」による景観づくりを継続して、だれもが愛着を感じるまちを目指します。



道路の清掃活動



里山の管理活動



川の清掃活動



- 市民や事業者と行政が力をあわせて、景観づくりに取り組みます
- 継続的に取り組むことで、誇りや愛着の持てるまちを目指します
- 朝霞の顔となる、まちの魅力を発信します

(2)ゾーン別景観づくりの方針

①景観ゾーン設定の考え方

景観づくりの目標と基本方針を実現していくために、景観計画の区域において、地域の現状や景観特性、都市計画マスター プランの土地利用方針などを踏まえ、次の3つの景観ゾーンを設定します。

景観ゾーンの区分と概要

朝霞市全域 (景観計画区域)	景観ゾーン	概要
	水と緑を活かすゾーン	<p>身近な自然環境として重要な黒目川、新河岸川を主体として、周辺の斜面林や農地などの緑地が織りなす、水と緑の景観を保全するゾーン</p> <p>【黒目川周辺】 黒目川及びその周辺の農地、斜面林を含む範囲（黒目川周辺の低地とその周辺の崖線までの範囲）</p> <p>【新河岸川・荒川周辺】 荒川低地と周辺の農地、緑地を含む範囲、及び根岸台地区の一部の崖線上の斜面林を中心とした、まとまった緑地を含む範囲</p> <p>【基地跡地周辺】 基地跡地と周辺の公共施設を含む範囲</p>
	安全で快適な 住まいゾーン	<p>多くの市民が暮らす住宅地において、安全で快適な質の高い住環境を形成するため、美しいまちなみを形成するゾーン</p> <p>【住宅地域】 主な土地利用が住宅の地域（「水と緑を活かすゾーン」、「商業にぎわいゾーン」を除く）</p>
	商業にぎわいゾーン	<p>鉄道駅の周辺や主要幹線道路沿道において、魅力ある商業地域を形成するため、にぎわいの景観を創出するゾーン</p> <p>【朝霞駅周辺】 朝霞駅の駅前広場及び市役所を中心に、周辺で商業施設の立地を誘導する地域</p> <p>【北朝霞・朝霞台駅周辺】 北朝霞・朝霞台駅の駅前広場を中心に、駅周辺で商業施設の立地を誘導する地域</p> <p>【川越街道沿道】 川越街道（国道254号）及び旧川越街道の沿道（川越街道の道路端から50mの範囲、旧川越街道沿いの近隣商業地域）</p>

景観ゾーンの対象範囲

景観ゾーン	対象範囲(用途地域など)
水と緑を活かすゾーン	【黒目川周辺】 <ul style="list-style-type: none"> ・黒目川の上流域(膝折3丁目・4丁目):工業地域及び第一種住居地域 ・黒目川の中流域～下流域(大字溝沼から大字岡、大字田島まで及び大字根岸):市街化調整区域
	【新河岸川・荒川周辺】 <ul style="list-style-type: none"> ・主に市街化調整区域(大字上・下内間木、大字宮戸、大字浜崎、大字宮戸、大字田島、大字根岸、大字台、田島など) ・主に第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域(根岸台地区の一部)
	【基地跡地周辺】 <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域 ・基地跡地地区地区計画区域
安全で快適な住まいゾーン	【住宅地域】 <ul style="list-style-type: none"> ・主に市街化区域の住居系、工業系の用途地域がある区域
商業にぎわいゾーン	【朝霞駅周辺】 <ul style="list-style-type: none"> ・商業地域及び近隣商業地域
	【北朝霞・朝霞台駅周辺】 <ul style="list-style-type: none"> ・商業地域及び近隣商業地域 ・北朝霞地区地区計画区域
	【川越街道沿道】 <ul style="list-style-type: none"> ・主に準住居地域、近隣商業地域

※景観づくり重点地区については、

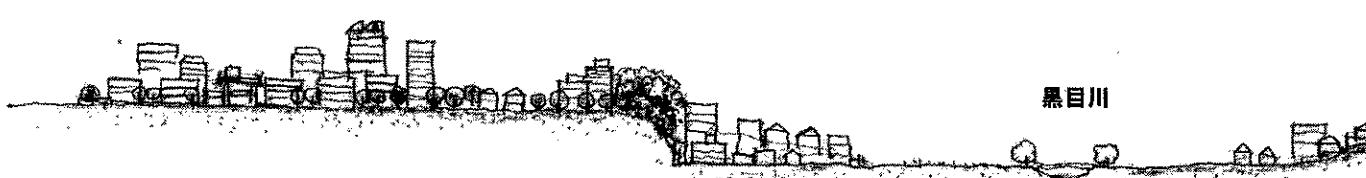
- ・別冊 景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」
 - ・別冊 景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」
- を参照ください。

景観ゾーンの概念

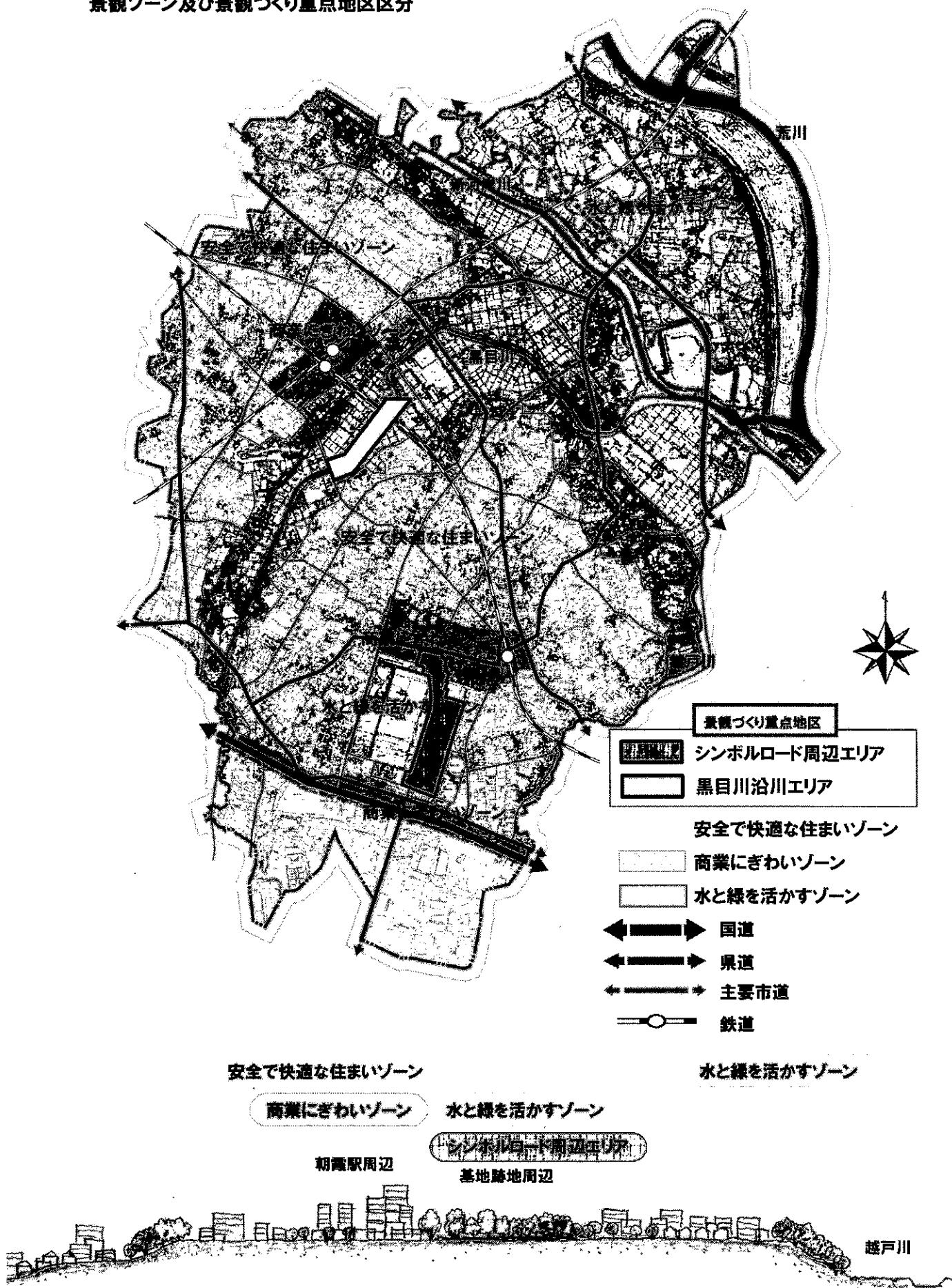
安全で快適な住まいゾーン



水と緑を活かすゾーン



景観ゾーン及び景観づくり重点地区区分



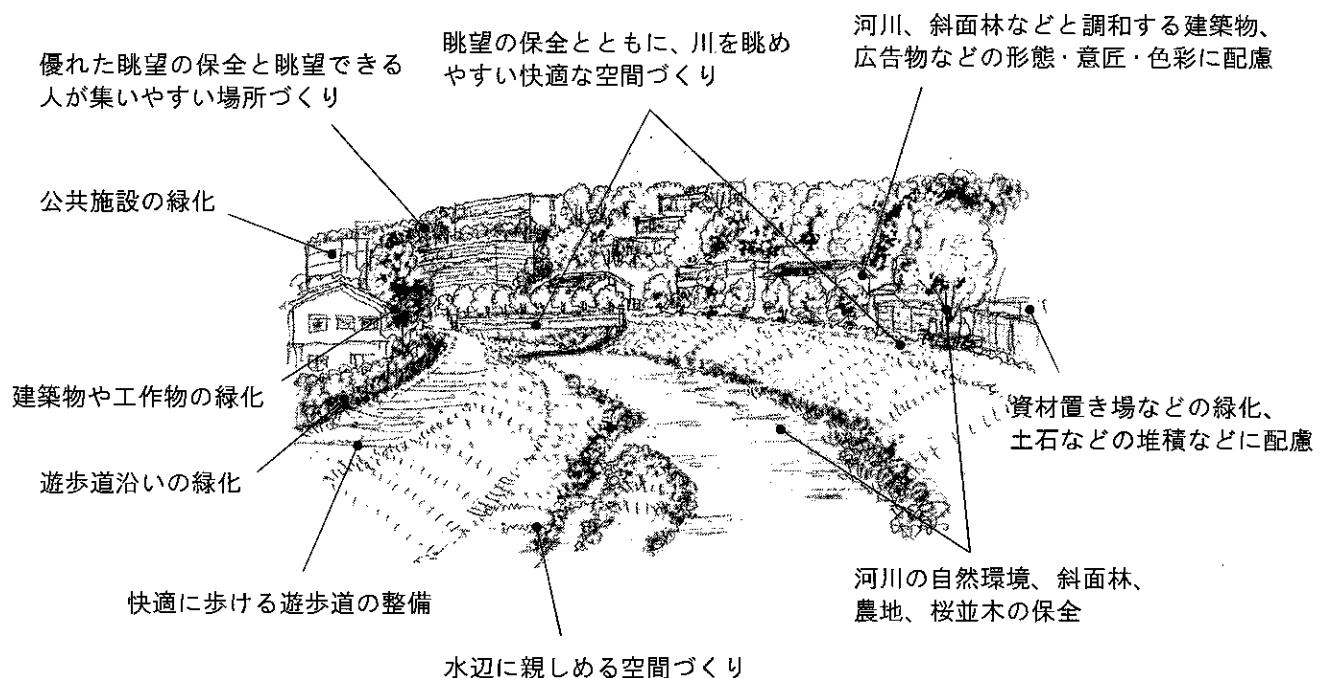
②景観ゾーンごとの景観づくりの方針

ゾーン別の景観づくりの方針を定めます。

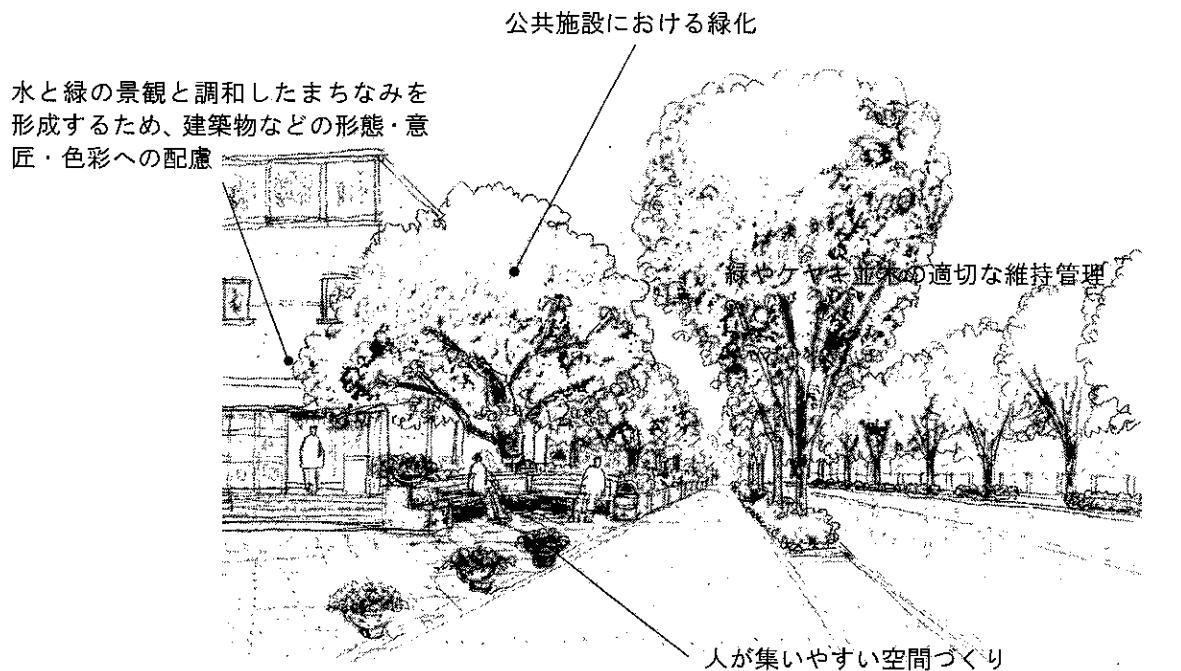
水と緑を活かすゾーンの景観づくりの方針

- ・河川の自然環境、周辺の斜面林、農地や桜並木を保全します。
- ・基地跡地、その周辺の公園の緑やケヤキ並木を保全し、適切な維持管理に努めます。
- ・道路や遊歩道沿い、基地跡地周辺や河川沿いの公共施設において、緑化に努めます。
- ・建築物、工作物や資材置き場などの緑化を推奨します。
- ・東林橋、東武東上線沿線や島の上公園などの良好な眺めを保全するとともに、快適な空間づくりに取り組みます。
- ・快適に歩ける遊歩道づくりや、黒目川などの水辺に親しめる空間づくりに取り組みます。
- ・基地跡地周辺や河川沿いの公共施設において、人が集いやすくなる空間づくりに努めます。
- ・河川、斜面林や農地などの水と緑の景観と調和し、旧高橋家住宅、城山公園、桜塚古墳などの歴史的資源を活かしたまちなみを形成するため、建築物、広告物などの形態・意匠・色彩、土石の堆積などに配慮します。
- ・国道254号バイパス沿道の土地利用が、周辺の自然環境や農地などと調和するよう、景観形成のルールづくりに取り組みます。

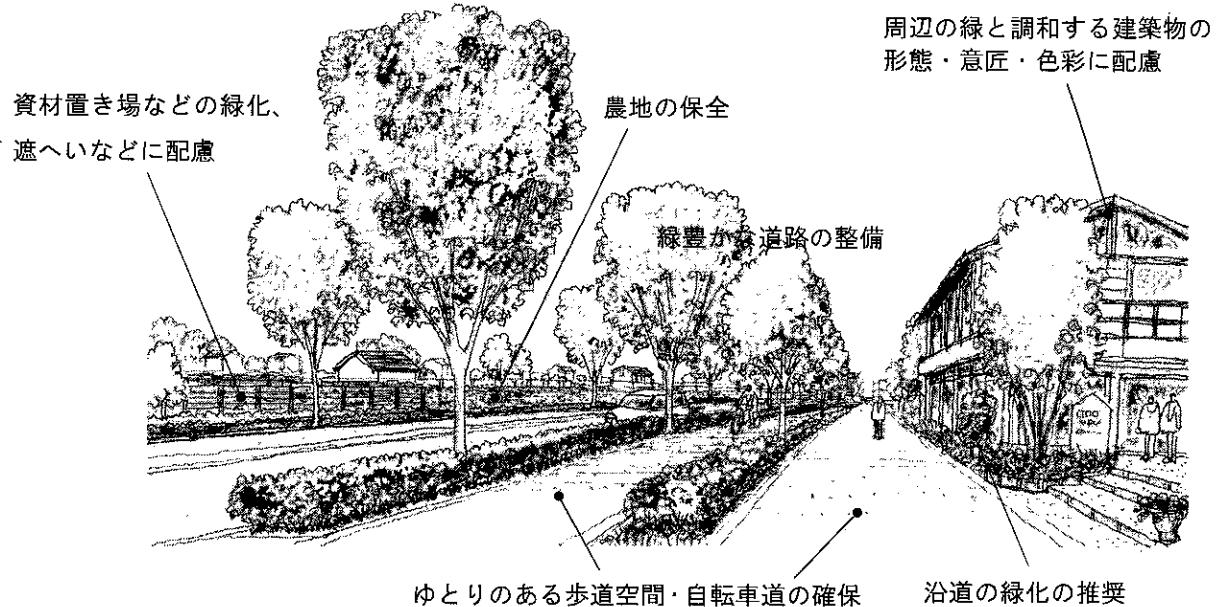
景観づくりのイメージ(河川)



景観づくりのイメージ(並木)



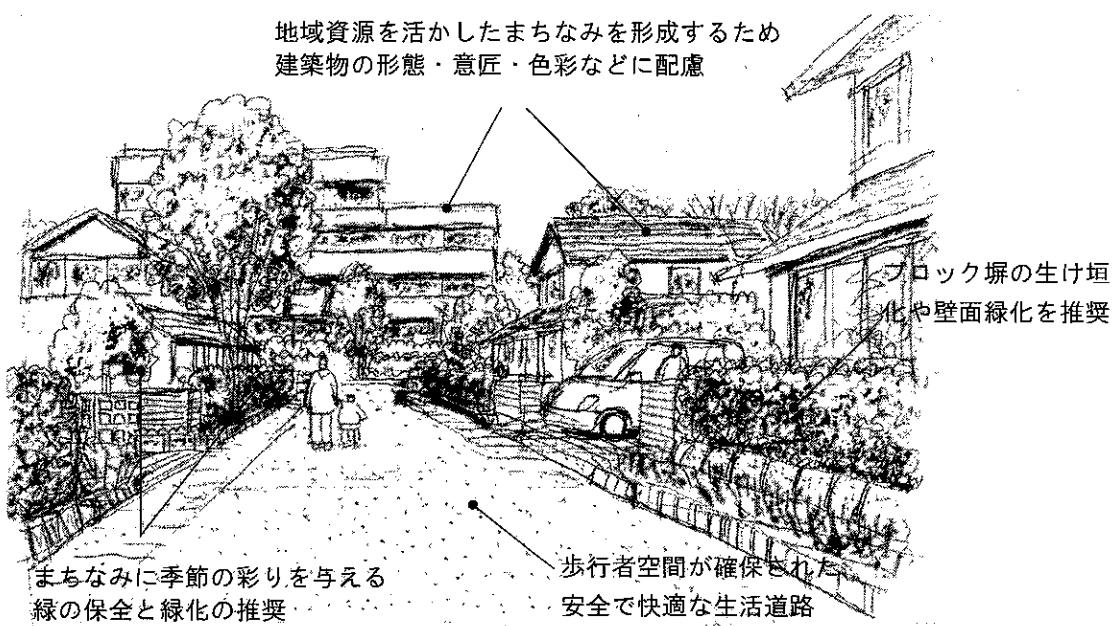
景観づくりのイメージ(広域幹線道路)



安全で快適な住まいゾーンの景観づくりの方針

- ・季節の彩りを与えてくれるまちなみを形成するため、生け垣や壁面緑化を推奨します。
- ・滝の根公園など、住宅街の中の公園や緑地、街路樹などを保全し、適切な維持管理に努めます。
- ・買い物や通勤など日常生活に密着した生活道路において、歩行者空間の確保に努めることで、安全で快適な道づくりを進めます。
- ・湧水代官水、広沢の池や寺社などの地域資源を活かしたまちなみを形成するため、建築物や広告物などの形態・意匠・色彩に配慮します。

景観づくりのイメージ



商業にぎわいゾーンの景観づくりの方針

- 安全で快適な歩きやすい道づくりのために、歩道などの整備を進めるとともに、緑化や休憩スペースの設置などに努めます。
- 建築物の低層部分において、訪れた人がおもてなしの心を感じられるようなベンチ、植栽、広告物などによる魅力的な演出を推奨します。
- おしゃれでにぎわいのある商業地と感じられるよう、統一感のある広告物のルールづくりに取り組みます。
- 訪れたいと感じられる空間づくりのため、北朝霞・朝霞台駅周辺のセットバック空間の活用に取り組みます。
- 駅前広場や市役所などにおいて休憩・交流スペースなどの設置に努めます。
- にぎわいを創出するとともに、周囲の住環境との調和に配慮します。

景観づくりのイメージ



(3)景観重要公共施設の選定と整備

①景観重要公共施設の選定の考え方

景観重要公共施設は、景観づくりを図るうえで重要な公共施設を景観計画に位置づけ、整備や占用許可の基準によって、景観づくりを進めるものです。

本市の景観づくりのシンボルとなる公共施設や、一定の広がりのある地域の景観づくりへの波及効果が期待できる公共施設など、本市の景観づくりに重要な役割を果たす道路、都市公園、河川を景観重要公共施設として位置づけ、景観づくりを進めます。

②景観重要公共施設の整備に関する事項

以下の施設を景観重要公共施設として位置づけ、整備に関する事項を定めます。なお、景観重要公共施設は、今後、必要に応じて追加していくものとします。

1 黒目川

整備に関する事項

本市を代表する黒目川の水と緑の景観を次代に継承するため、黒目川の自然環境に配慮した整備、桜並木の適正な維持管理、川の眺めを大切にした空間づくりに努めます。



2 公園通り(都市計画道路 上ノ原通線)及びシンボルロード

整備に関する事項

本市を代表する、ケヤキ並木やツツジ等と周辺の公共施設等が一体となって形成する緑の景観を次代に継承するため、適正な維持管理、快適に歩くことができる空間づくりに努めます。



3 浜崎黒目橋

整備に関する事項

浜崎黒目橋は黒目川に架かる人道橋であり、黒目川沿川の良好な景観形成に重要な公共施設として、地域の景観と一体となった整備や適正な維持管理に努めます。



(2)景観づくりの担い手の育成

①景観づくり団体の認定

主体的に景観づくりに取り組もうとする市民や事業者が組織する団体を、景観条例に基づき、景観づくり団体に認定し、市はその活動を支援します。

景観づくり団体は、地域の身近な景観づくりを目指す活動だけでなく、地域に限定されない幅広い活動を推進し、景観づくりを担っていくことが期待されます。

景観づくり団体の活動イメージ



②市民が参加できる場づくり

景観に関する認識を深め、積極的に景観づくりに参加することができる場として、景観づくり市民サポーターなどの市民が参加できる仕組みづくりを検討します。

③景観づくりに関する活動団体の交流促進

景観づくりにかかわる活動団体間の交流を図り、情報共有・提供の場づくりとともに、団体間で活動を協力し合えるネットワークづくりに努めます。



黒目川関係団体で協議し植樹

④景観づくりの支援

景観づくり協定や景観づくり団体の活動など、住民などが主体となった景観づくりの取り組みを推進するために、景観づくりにかかわる基金の創設など、技術面・費用面の支援を検討します。

また、市民が景観づくりに関して相談できる仕組みを検討します。

議題（2）

朝霞市の景観について

色彩基準(景観づくり重点地区を除く)

- 建築物の新築・増築若しくは改築・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、工作物の新設・増設若しくは改築・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積について、色彩基準をゾーンごとに設定し適用します。

※詳細は景観計画本文をご確認ください。

水と緑を活かすゾーンの色彩基準

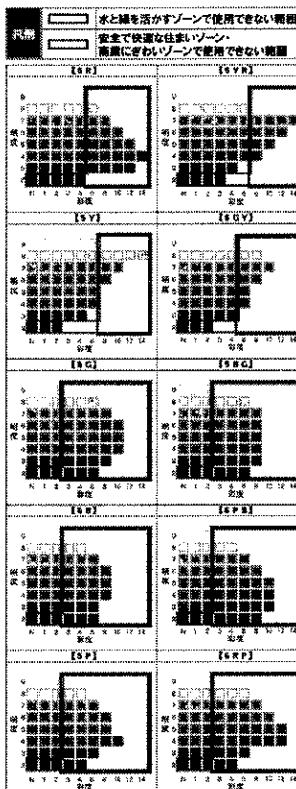
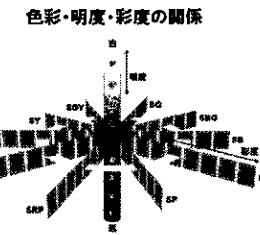
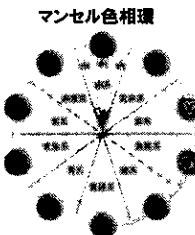
(外壁・屋根の基調色に使用できない色彩)

色相	明度	彩度
7.5Rから7.5Y	2を超える	6を超える
	2以下	—
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Yから7.5GY (7.5Yは含まない)	2を超える	4を超える
	2以下	—
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	2を超える	2を超える
	2以下	—
N	2以下	—

安全で快適な住まいゾーン・商業にぎわいゾーン色彩基準

(外壁・屋根の基調色に使用できない色彩)

色相	明度	彩度
7.5Rから7.5Y	—	6を超える
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない)	—	4を超える
7.5Yから7.5GY (7.5Yは含まない)	—	—
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	—	2を超える



勧告・変更命令基準(景観づくり重点地区を除く)

- 届出対象行為について、次にいずれかに該当する場合は、勧告又は変更命令を行うことができるものとします。

建築物の建築等、工作物の建設等

- 色彩基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるとき

物件の堆積

- 堆積の高さが3mを超えるとき
- 堆積物に遮蔽物がなく、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき
- 遮蔽物の色彩が、色彩基準に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積が3分の1を超えると認めるとき

※「景観づくり重点地区」に関しては別冊を参照してください。

◆◆◆お問い合わせ◆◆◆

朝霞市役所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

景観計画全般・景観づくり基準等に関するご相談: まちづくり推進課 TEL 048(463)2518(直通)

届出・色彩基準等に関するご相談: 開発建築課 TEL 048(463)2585(直通)

市ホームページ <https://www.city.asaka.lg.jp>

MUSASHINO
FRONT
ASAKA

わたしたちは武蔵野を
守り、つくり、楽しむ活動を
すすめています。



資料2-1

窓口案内用
リーフレット

図1 景観計画の目的・位置づけ・区域

- 朝霞市景観計画は、景観法第8条に規定される計画で、朝霞の自然や歴史文化、人々の営みを伝える大切な風土や風景を守るとともに、より良い景観をつくり、地域の財産を育んでいくことで、住みたい、訪れたいと感じるまちづくりを進めるために策定するものです。また、本市が目指す景観を市民・事業者・行政で共有し、協働して景観づくりを進めていくための基本的な計画として策定します。
- 朝霞市景観計画は、上位・関連計画と整合を図るとともに、朝霞市景観条例と一体的な運用を図ります。
- 朝霞市景観計画では、朝霞市全域を景観計画の区域（景観計画区域）とし、景観計画区域内に、地域の特性を活かした良好な景観づくりを重点的に図る地区として「景観づくり重点地区」を定めることとしています。

図2 景観づくりの考え方

- 景観とは、見ることであり、見ることによって生まれる視覚的な像です。私たちは、対象（視対象）を見るのこと、つまり景観から、まちの特性を理解し、評価しています。このような理解や評価は、多くの人が共有できるものといえます。景観の良いまちは良いまちであると感じることから、より良い景観づくりは、まちづくりに欠かすことのできない取り組みです。
- 良い景観をつくるためには、視対象を見る場所（視点）を確保し、その場所（視点の場）を快適な空間として守り、整備することや、視点と視対象の間や視対象の周辺を整え、視対象を見やすくするように配慮することが大切となります。さらに、見る人が居心地が良いと感じられる、おもてなしの空間づくりも重要です。
- 本市には起伏のある地形、黒目川などの河川、斜面林などの緑、まちなみや農地の広がり、建物、道路、橋、社寺などがあります。これらの本市の特性に配慮し、良好な景観を確保し、守り、育て、創出する取り組みを進めることで、住みたい、訪れたいと感じられるまちづくりを進めます。

景観づくりの考え方

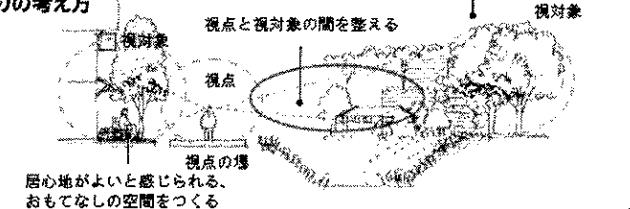


図3 届出のフロー(景観づくり重点地区を除く)

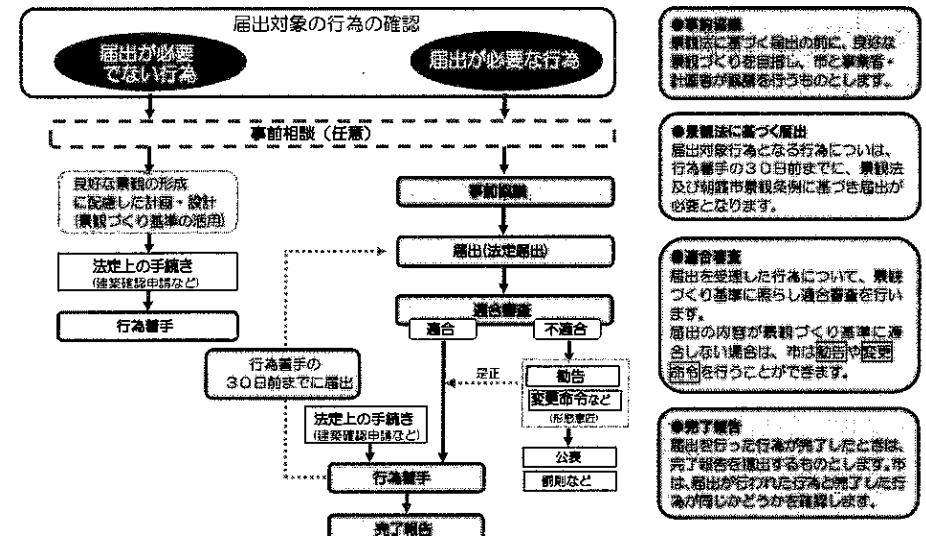


図4 景観づくり施策の展開

届出制度による景観づくり

- 良好的な景観づくりを推進していくためには、建築物の建築などの行為にあたって、周辺の景観に配慮することが求められます。
 - 景観計画では、朝霞市全域を以下のように3つの景観ゾーンに区分し、各ゾーンにおける景観の形成に大きな影響を与える一定規模の行為として位置づけ、景観法に基づく届出制度を活用し、周辺の景観に配慮した景観づくりを誘導します。
- ※詳細は景観計画文本をご確認ください。

各ゾーンの届出対象行為

景観計画区域（景観づくり重点地区を除く）において、以下に定める行為を行う場合は、景観法及び朝霞市景観条例に基づき、市長への届出が必要となります。※「景観づくり重点地区」に関しては別冊を参照してください。

届出対象行為	届出対象規模（景観づくり重点地区を除く）		
	水と緑を活かすゾーン	安全で快適な住まいゾーン	商業にぎわいゾーン
建築物の建築など	高さが10mを超えるもの	高さが15mを超えるもの	高さが10mを超えるもの
・建築物の新築、増築、改築又は移転			
・建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ^{※1}			
敷地面積 ^{※2} が500m ² 以上のもの ^{※3}			
工作物の建設など	高さが10mを超えるもの	高さが15mを超えるもの	高さが10mを超えるもの
・工作物の新設、増設、改築又は移転			
・工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ^{※1}			
開発行為	土地の面積が500m ² 以上のもの	—	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（高さ1m以上のもの）	物件の堆積に係る土地の面積が500m ² 以上のもの又は堆積の高さが1.5mを超えるもの	—	—

※1 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更・・・当該修繕などの対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの

※2 同一の者が当該行為を複数の隣接する敷地において行うときにあっては、敷地面積はその敷地の面積の合計とする（面積が500m²以上の開発区域における建築行為は届出対象となる）

※3 以下の場合は届出不要とする。

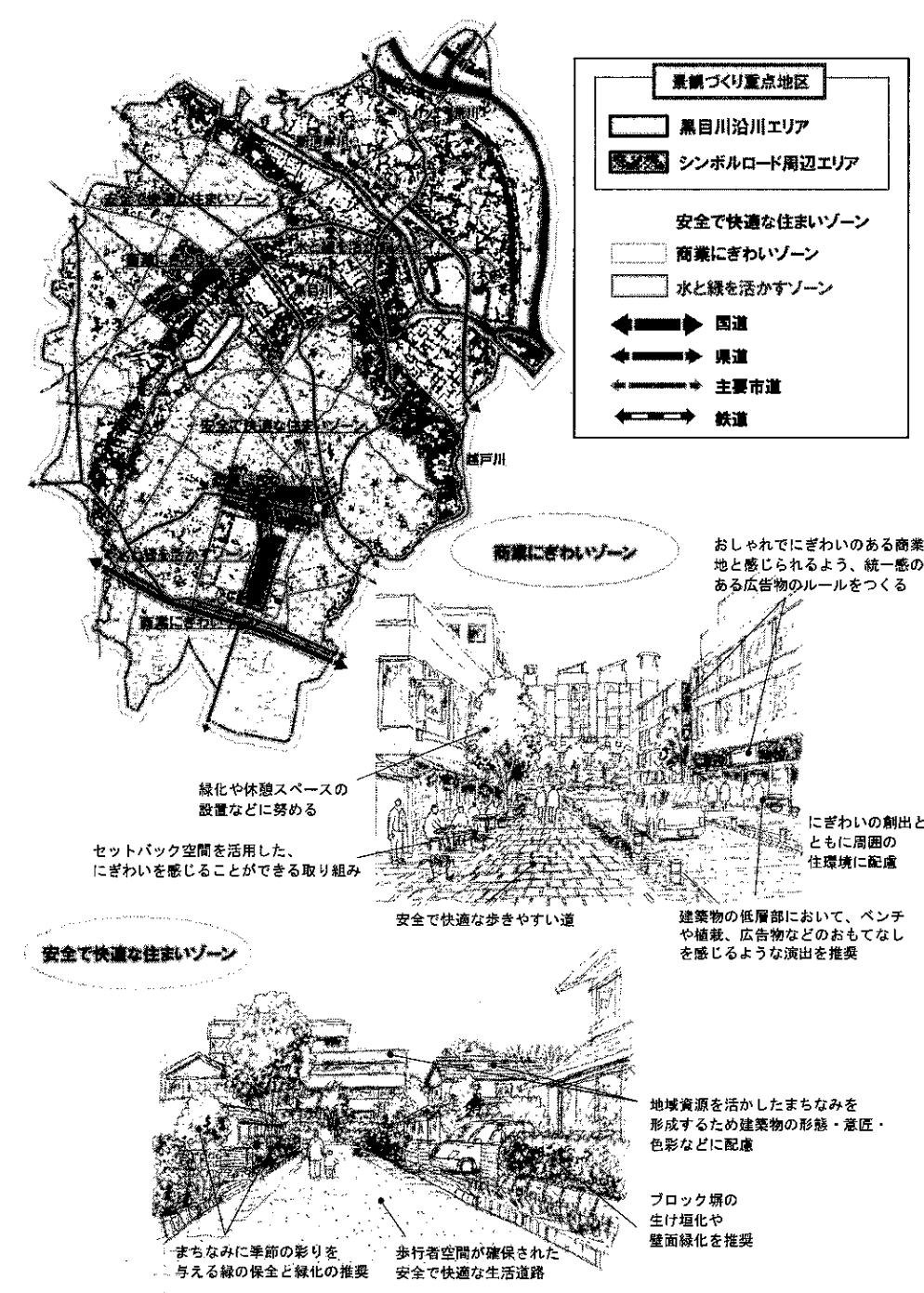
- ・面積が3,000m²未満の開発区域において、複数の宅地にそれぞれ一戸建て住宅を建築する場合
 - ・面積が500m²以上の敷地に、延べ面積50m²以下の小規模建築物（倉庫等）を建築する場合
 - ・面積が500m²以上の敷地に、高さ10m以下かつ延べ面積200m²以下の一戸建て住宅を建築する場合。なお、既存建築物に接して建築する場合は、既存建築物及び増築建築物（渡り廊下を含む）全体の延べ面積で判断する
 - ・建築協定又は景観協定が認可されており、当該協定内に朝霞市景観計画の色彩基準等を遵守する旨の記載がある場合
 - ・その他、景観へ与える影響が軽微な建築物を建築する場合
- ただし、いずれの場合も朝霞市景観計画に定める色彩基準に適合し、景観づくり基準に配慮したものとすること。
- なお、建築物を増築、改築又は移転したり、建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う際も、上記と同様とする。

※4 旗地並びに、架空電線路用のもの、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの及び電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のもの

景観づくりのイメージ



景観ゾーン及び景観づくり重点地区区分図



朝霞市景観計画【別冊】

景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」

景観づくりの方針・景観づくり基準

令和3年10月

目 次

I. 景観づくり重点地区とは	1
1. 景観づくり重点地区の指定方針	1
2. 景観づくり重点地区の指定の考え方	1
II. 景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」	2
1. 景観づくり重点地区の名称	2
2. 景観づくり重点地区の区域	2
3. 景観ゾーン及び景観づくり重点地区区分図	3
4. 地区の景観特性	4
5. 景観づくりの方針	4
6. 届出対象行為	5
7. 景観づくり基準「黒目川沿川エリア」	
①建築物の建築など・工作物の建設など	6
②開発行為	7
③屋外における土石、廃棄物、再生資源	
その他の物件の堆積	8
8. 色彩基準	
①色彩基準の適用	9
②色彩基準(建築物・工作物・遮蔽物)	10
9. 勧告基準	
①建築物及び工作物	11
②屋外における土石、廃棄物、再生資源	
その他の物件の堆積	11
10. 変更命令基準	11
11. 届出の流れ	12
12. 屋外広告物の表示及び掲出に関する誘導方針	
①屋外広告物の表示に関する配慮事項	13
②屋外広告物の色彩基準	13

I. 景観づくり重点地区とは

1. 景観づくり重点地区の指定方針

地域の特性を活かした良好な景観づくりを重点的に図る場合に、景観計画区域内に「景観づくり重点地区」を定め、景観計画に位置づけるものとします。

景観づくり重点地区は、以下の地区を定めるものとします。

- 本市のシンボルとなる景観づくりを先導的に進める必要がある地区
- 本市の特徴的な自然や歴史・文化をあらわす良好な景観づくりを進める必要がある地区

2. 景観づくり重点地区の指定の考え方

従来のゾーン別景観づくりに加えて、地域の特性を活かした良好な景観づくりを重点的に図る必要がある地区を景観づくり重点地区に指定し、景観計画に位置づけます。

景観づくり重点地区では、地区の現況や課題を踏まえ、市民や事業者との合意形成を図りながら景観づくりの方針や、地区にふさわしい届出対象行為、地区独自のよりきめ細やかな景観づくり基準等を定め、朝霞市のシンボルとなるような良好な景観づくりを先導的に推進します。

II. 景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」

1. 景観づくり重点地区の名称

黒目川沿川エリア（令和3（2021）年 10月 1日告示）

（令和3（2021）年 10月 1日施行）

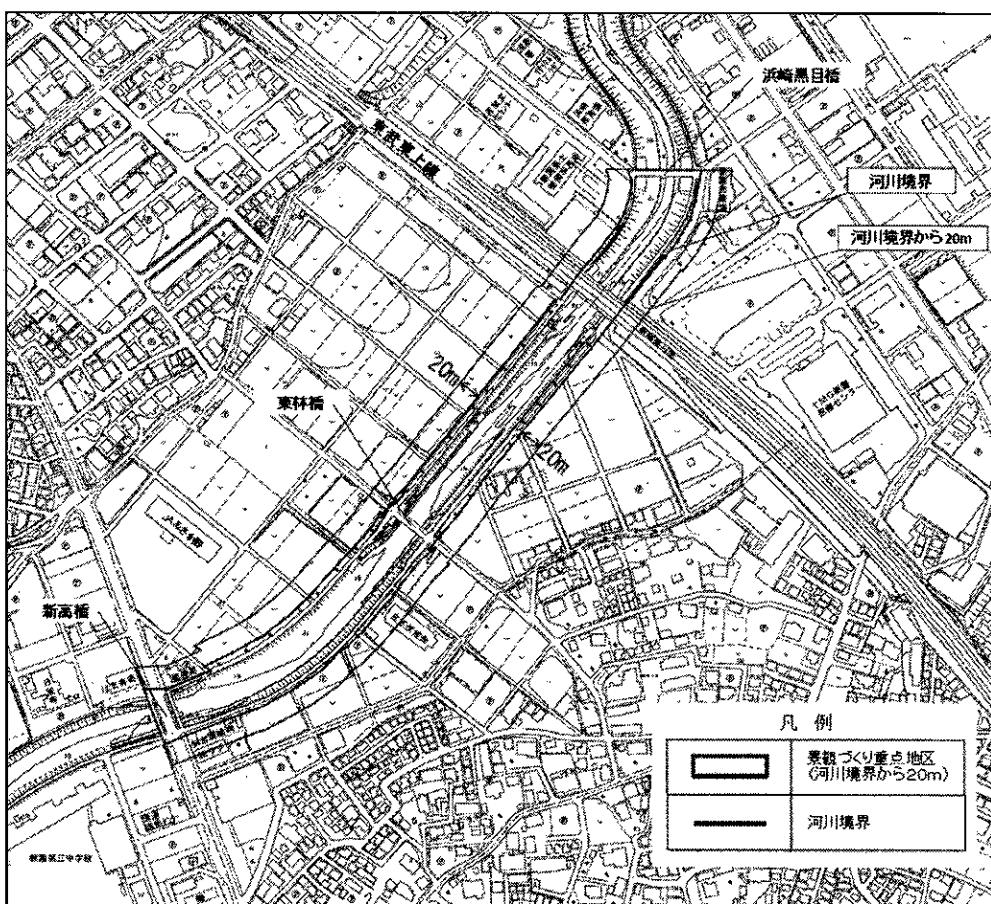
2. 景観づくり重点地区の区域

新高橋から浜崎黒目橋までの河川区域の両端から20m以内の区域。

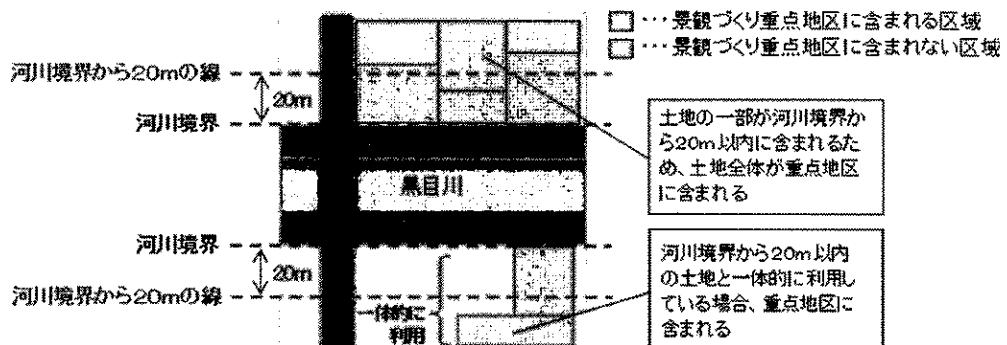
※対象区域内に土地の一部が含まれる場合、その土地全体を対象区域に含む。

（土地の区割りは利用実態で見るものとする。）

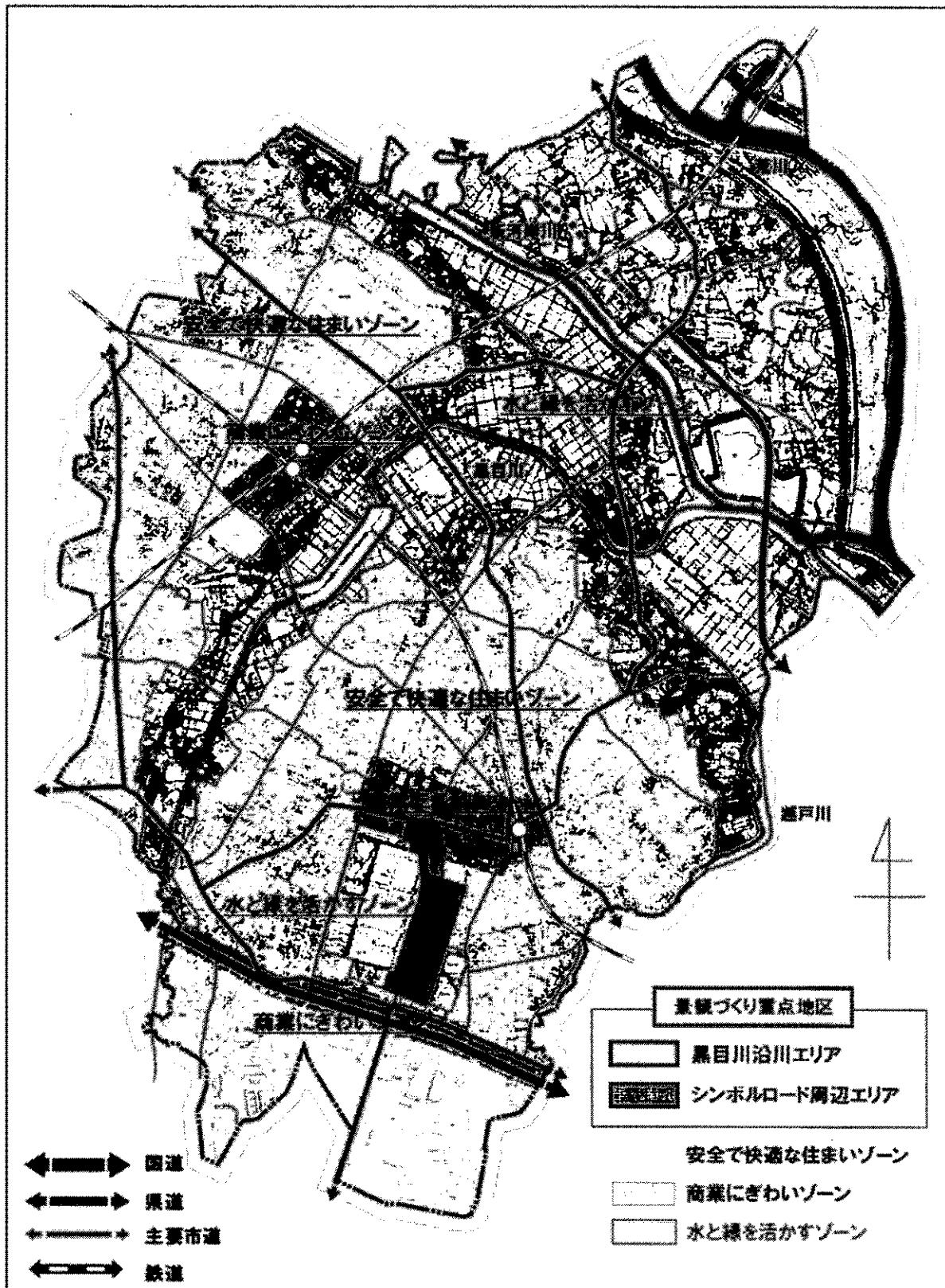
※新高橋、東林橋、浜崎黒目橋自体を含む。



<区域境の考え方>



3. 景観ゾーン及び景観づくり重点地区区分図



※黒目川沿川エリアに区分される地区は、従来のゾーン区分から外れ、新たに景観づくり重点地区(黒目川沿川エリア)に編入することとなります。

(従来のゾーンの基準等ではなく、景観づくり重点地区(黒目川沿川エリア)の基準等を守っていただきます。)

4. 地区の景観特性

(1) 市を代表する水と緑の景観（全体の景観）

- ・流域一帯には、河川敷の緑地帯や遊歩道の桜並木、農地などの緑が織りなす水と緑の景観が広がっており、市を代表するやすらぎと潤いが感じられる地域となっている。
- ・官民協働の黒目川まるごと再生プロジェクトや、地域の人々による植樹活動などを経て、清流や水辺の緑が復活し、現在の優れた景観を持つ川となった。

(2) 桜並木等（個別の構成要素）

- ・河畔には桜並木と遊歩道が続き、四季折々の自然豊かな景観を身近に楽しむことができる。
- ・浜崎黒目橋から新高橋の間には、川遊びや魚釣りなどができる河川敷が点在し、人々に憩いを与える開放的な空間が広がっている。
- ・東武東上線の車窓からは、浜崎黒目橋や公共施設、農地などが一体となって創りだす、地域固有の自然とにぎわいを感じさせる魅力的な風景が眺望できる。
- ・水辺には豊かな生態系が育まれ、カルガモやカワセミ、アユなど多様な動植物が生息しており、景観に彩りを与えている。

(3) にぎわい（ソフト）

毎年春に開催される黒目川花まつりでは、市内外からの多くの来場者でにぎわい、地域の交流と活性化の拠点として重要な役割を担っている。

(4) 景観計画の位置づけ

黒目川を朝霞市景観計画において景観重要公共施設に位置づけている。

5. 景観づくりの方針

- ・地域の人々が親しみ、育ててきた桜並木や水辺空間、農の風景が形成する水と緑の景観を守り、次代に継承する。
- ・豊かな自然環境や生物多様性の保全に配慮し、散策や川遊びなどを通して、人々が水辺と緑に身近に親しみ、集い、交流できる、ゆとりとにぎわいのある景観づくりを実現する。
- ・景観づくりを通して黒目川の魅力をさらに高め、のどかな武蔵野の風景が楽しめる「まちの中の景勝地」を目指す。

6. 届出対象行為

届出対象行為	届出対象規模	
建築物の建築など 建築物の新築、増築、改築又は移転 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	すべての規模 ^{*1}	
工作物の建設など 工作物の新設、増設、改築又は移転 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築確認申請を要するもの 旗ざお、 架空電線路用の柱等 ^{*2} 自動販売機 門、塀、垣、柵その他これらに類するもの	すべての規模 高さ15mを超えるもの すべての規模 高さ1.5mを超えるもの ^{*1}
開発行為	すべての規模	
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積(高さ1m以上のもの)	すべての規模 ^{*3}	

※1 通常の管理行為による修繕や部分的な色彩の変更等(変更面積が各立面の面積の1/10以下)で、軽微なものについては届出不要。ただし、「8. 色彩基準」に適合し、「7. 景観づくり基準」に配慮したものとすること。

※2 「架空電線路用の柱等」は、架空電線路用、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用及び電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用の工作物その他これらに類するもの。

※3 物件の堆積の場合、農業等で通常の管理行為による堆積は除く。

※4 屋外広告物に関しては景観計画の届出は不要ですが、本景観づくり重点地区の特性と景観づくりの方針を十分ご理解いただき、表示及び掲出の際は「12. 屋外広告物の表示及び掲出に関する誘導方針」についてご配慮ください。

7. 景観づくり基準「黒目川沿川エリア」

①建築物の建築など・工作物の建設など

景観づくり基準	
ア 【周辺景観の中でのあり方】	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 <input type="checkbox"/> 河川や桜並木などの優れた景観資源を活かした眺望を大切にし、河川沿い、道路その他の公共の場所からの眺望、エリア全体の一体性や調和に努めること。
イ 【配置・規模】	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新高橋、東林橋、浜崎黒目橋からの見通しの確保に配慮し、黒目川の桜並木への眺めを阻害しない配置・規模とすること。 <input type="checkbox"/> 東武東上線の車窓からの黒目川一帯の開放的な眺めに配慮した配置・規模とすること。 <input type="checkbox"/> 周辺の景観からの突出感や違和感がなく周辺のまちなみや自然環境との調和に配慮し、落ち着きのある配置・規模とすること。 <input type="checkbox"/> 周辺の景観との連続性に配慮するとともに、上層部の壁面を後退させるなど、圧迫感が生じないような配置・規模とすること。
ウ 【形態・意匠・色彩】	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新高橋、東林橋、浜崎黒目橋からの見通しの確保に配慮し、黒目川の桜並木への眺めを阻害しない形態・意匠とすること。 <input type="checkbox"/> 東武東上線の車窓からの黒目川一帯の開放的な眺めに配慮した形態・意匠とすること。 <input type="checkbox"/> 外観を構成する部分については、黒目川の水辺や緑と調和する落ち着きのある形態、意匠、素材及び色彩とすること。 <input type="checkbox"/> 外壁、屋根その他の外観を構成する部分の色彩は、できる限り低彩度色を使用するとともに、隣接する建築物と類似色相とするなど、まちなみの連続性と周辺景観との調和に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 必要以上に色数を増やさないこととし、多色使いする際などは、沿道、橋、遊歩道などからの見え方を意識し、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 <input type="checkbox"/> 長期間にわたり景観を形成することを考慮し、経年変化により見苦しくならないよう、耐久性・対候性に優れた素材や、年数とともに周囲に溶け込む素材（自然素材など）を使用するよう努めること。 <input type="checkbox"/> 黒目川の遊歩道や橋からの眺望に圧迫感を与えないよう工夫すること。
エ 【屋外・屋上設備など】	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 屋外階段、配管、ダクト、室外機、高架水槽その他の建築設備（屋上設備を含む）は、できる限り外部から見えにくいう設置場所を工夫するとともに、やむを得ず見える位置に配置する場合には、植栽やルーバーなどの覆いを設け、色彩を工夫するなど、建築物本体との一体性の確保に配慮すること。
オ 【外構・自動販売機】	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 計画地内に湧水などの水辺がある場合は、これらの空間の保全・活用に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 門、塀、垣及び柵は、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、素材及び色彩とするとともに、黒目川に面する部分では、生垣類やトレリス（木製の格子状フェンス）などの自然素材を採用して積極的な緑化に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 撥壁は、圧迫感が生じないよう配置や形態の分節・分割、表面処理、色彩、緑化などによって周辺の景観になじませること。 <input type="checkbox"/> 駐車場、駐輪場その他の附属施設の外観を構成するものは、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、素材及び色彩とすること。

景観づくり基準	
	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ごみ集積所は、沿道、橋、遊歩道などからできる限り見えないよう設置場所に配慮するとともに、遮蔽や周囲の緑化など、適切な修景の工夫を行うこと。 <input type="checkbox"/> 自動販売機は、沿道、橋、遊歩道などからの見え方に配慮して配置するとともに、周辺の景観との調和に配慮し、落ち着いた意匠や色彩（清涼飲料自販機協議会により推奨される基調となる色彩「マンセル表色系（5Y7.5/1.5）」）を採用し、必要に応じて適切な修景などの工夫を行うこと。 <input type="checkbox"/> 敷地内の駐車場などの路面は、一部緑化等により、無機質な印象とならない工夫をするよう努めること。 <input type="checkbox"/> 沿道、橋、遊歩道に面する部分では、花や緑によってまちなみを彩り、潤いや四季の変化を感じさせる工夫をすること。
力 【緑化・植栽など】	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 敷地内の道路などの公共空間に面する部分には、県産植木類など、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。 <input type="checkbox"/> 水と緑の景観を広げるよう、敷地内を樹木や草花、生垣で緑化することに加え、屋上や壁面等、建物自体の緑化にも積極的に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 黒目川沿いの樹木との連続性に配慮し、歩行者が魅力を感じるよう、黒目川や沿道に向けた緑の配置に努めること。
キ 【照明】	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 外観を構成するものに照明を行う場合は、点滅したり色が変化する照明は控え、周辺の景観と調和した光色などとすること。 <input type="checkbox"/> 昆虫の誘因特性の小さい光源を使用するなど、生態系への影響に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 光の量が多く、動きのある回転灯やサーチライトなどはできる限り使用しないこと。

※公共施設等で施設管理上やむを得ない場合等は別途協議ください。

※屋外広告物に関しては本景観づくり重点地区の特性と景観づくりの方針を十分ご理解いただき、表示及び掲出の際は「12. 屋外広告物の表示及び掲出に関する誘導方針」についてご配慮ください。

②開発行為

景観づくり基準	
	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域の景観を改変しないよう、安全に配慮した上で長大な法面や擁壁が生じない造成とすること。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁は、圧迫感を生じない配置や形態の分節・分割、表面処理、色彩、緑化などによってなじませること。 <input type="checkbox"/> 周辺の緑の連続性に配慮し、樹林・樹木の保全や高木などの植栽に努めること。 <input type="checkbox"/> 計画地内に湧水などの水辺がある場合は、これらの空間の保全・活用に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 開発区域内の駐車場などの路面は、一部緑化等により、無機質な印象とならない工夫をするよう努めること。 <input type="checkbox"/> 塀、垣及び柵を設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、素材及び色彩とともに、黒目川に面する部分では、生垣類やトレリス（木製の格子状フェンス）などの自然素材を採用して積極的な緑化に配慮すること。

③屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観づくり基準

- 資材などを堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽などで遮蔽すること。
- 黒目川沿いには、できる限り出入口を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、門扉などを設置すること。
- 物件の堆積の遮蔽物は、周辺の景観と調和した形態、意匠、素材、及び色彩とすることとし、景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」の色彩基準を遵守すること。

8. 色彩基準

①色彩基準の適用

色彩基準は、建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、工作物の新設、増設若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積について適用するものとします。

なお、以下の場合については、色彩基準の適用は除外します。

- 他の法令等に定める場合により行う行為の色彩
- 着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の素材で仕上げる外観の部分
- 地域で親しまれ重要な景観資源となっている建築物等の外観の部分
- 特定の地区などにおいて、独自の色彩基準を定めた場合
- その他、市長が認める場合

色彩基準の使用例(イメージ) (景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」)



※屋外広告物の表示及び掲出の際は「12. 屋外広告物の表示及び掲出に関する誘導方針」についてご配慮ください。

②色彩基準(建築物・工作物・遮蔽物)

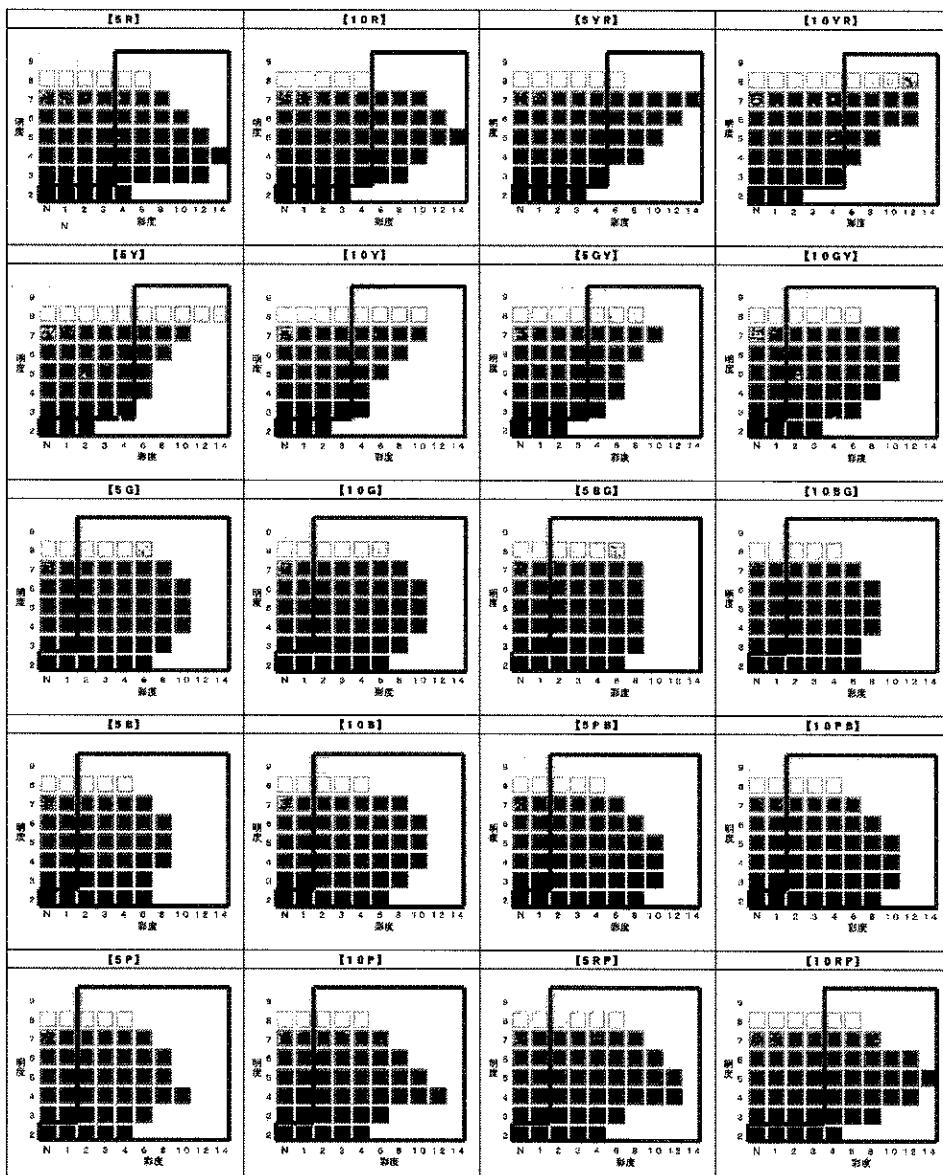
以下の色彩基準に該当する色彩の使用は控えるものとします。

色相	明度	彩度
7.5Rから7.5Y	2を超える	4を超える
	2以下	—
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Yから7.5GY (7.5Yは含まない)	2を超える	3を超える
	2以下	—
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	2を超える	1を超える
	2以下	—
N(無彩色)	2以下	—

景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」の代表的な色相別の制限基準

凡例 : 景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」で使用できない範囲

やむを得ず「使用できない範囲」の色彩を使用する場合、外観のうち、各立面の面積の1/5を超えないようにして下さい。



9. 勧告基準

①建築物及び工作物

届出対象行為において、色彩基準で制限されている色彩及び点滅する光源が形成する外観の面積の合計（適用除外となる部分を除く。）が、各立面につき、当該立面の5分の1を超えると認めるときは勧告等を行うことができるものとします。

②屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

届出対象行為が、次のいずれかに該当すると認めるときは勧告等を行うことができるものとします。

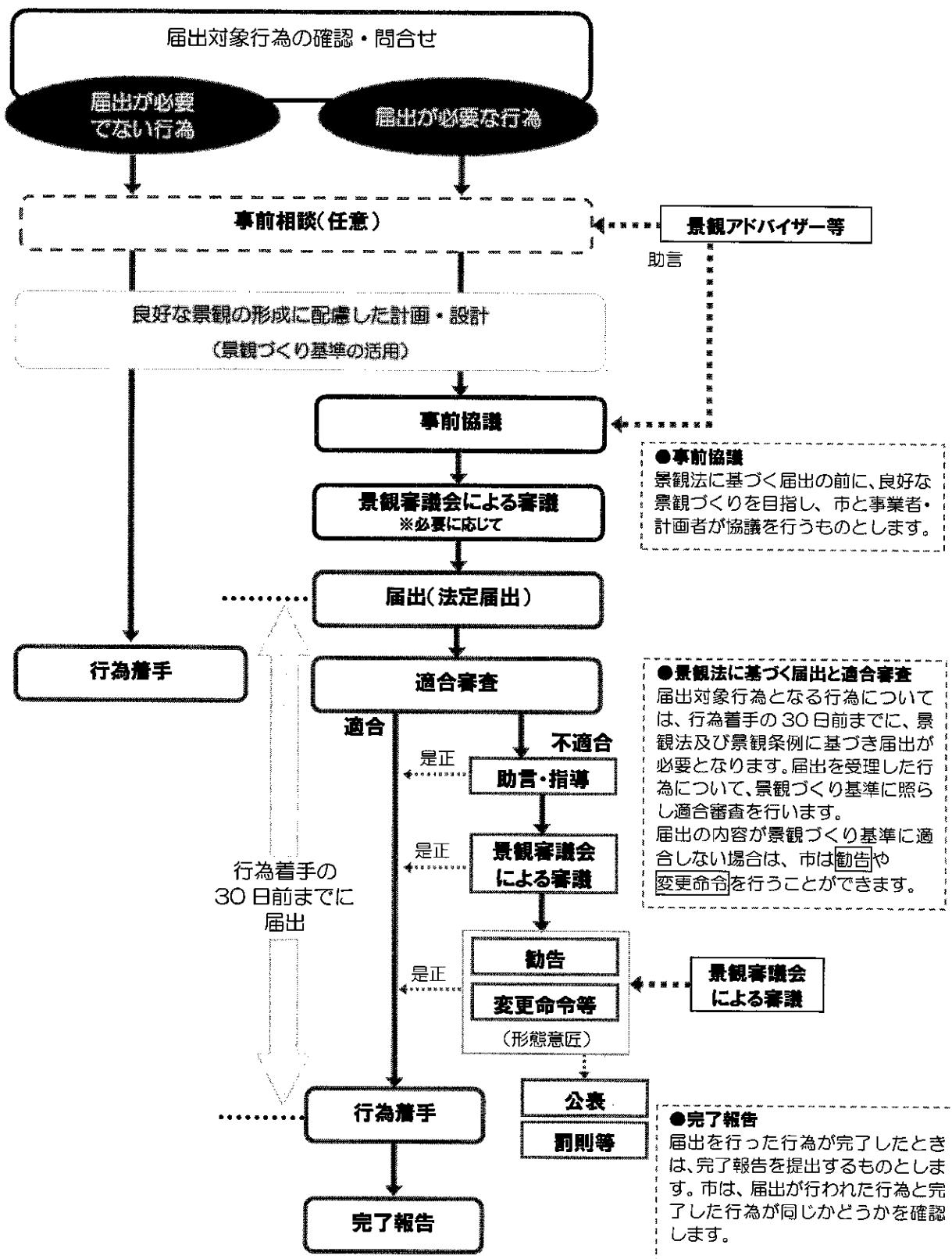
- 堆積の高さが3mを超えるとき
- 堆積物に遮蔽物がなく、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき
- 遮蔽物の色彩において、色彩基準で制限されている色彩が形成する外観の面積が、各立面につき、当該立面の5分の1を超えると認めるとき

10. 変更命令基準

届出対象行為において、色彩基準で制限されている色彩及び点滅する光源が形成する外観の面積の合計（適用除外となる部分を除く。）が、各立面につき、当該立面の5分の1を超えると認めるときは変更命令を行うことができるものとします。

11. 届出の流れ

良好な景観を誘導するためには、すべての事業者・計画者が景観計画の内容をよく理解し、配慮することが必要です。市は、市民や事業者に対し、技術的支援を行うとともに、景観に大きな影響を与える可能性のある行為に対し、早い段階で行為者と協議するものとします。



12. 屋外広告物の表示及び掲出に関する誘導方針

屋外広告物は、必要な情報を提供し、まちにぎわいや活気を与えるなど、景観形成上重要な役割を果たしています。しかし、無秩序な掲出は、まちなみ全体の秩序や落ち着きを感じられなくなるなど、景観を阻害する要素となりやすいため、景観に配慮した表示・掲出が求められます。

黒目川沿川エリアにおける屋外広告物の表示等については、周辺の景観を阻害しないよう、できる限り集約化、小規模化していくことを目指し、埼玉県屋外広告物条例に基づく許可に加えて、配慮すべき事項を以下のとおり定めます。

①屋外広告物の表示に関する配慮事項

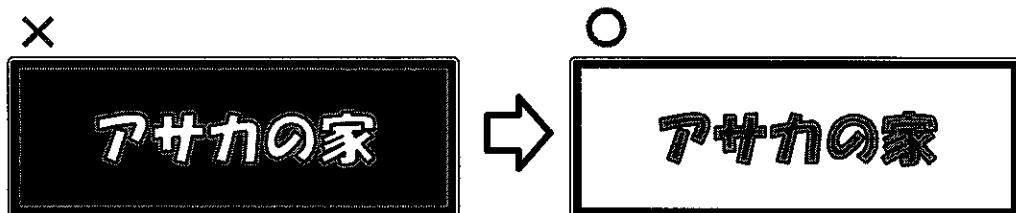
- 良好的な河川景観を形成するよう、沿道、橋、遊歩道などからの見え方に配慮し、景観を阻害しない配置、規模とすること。
- 黒目川沿いの桜並木や緑との調和に十分配慮し、彩度4以下の控えめな色彩を用いるとともに3色程度とすること。
- 全国共通のコーポレートカラーであっても、彩度4を超える場合は、図と地を反転させる、切り文字とするなど、落ち着いたデザインとなるよう工夫をすること。
- 照明を伴う広告は、落ち着いた夜間景観の形成を意識し、光源の種類、位置、照明方法などを工夫して過剰な光の散乱を防止すること。
- 黒目川に面する部分では、3階以上の壁面や窓面を利用した広告物等の掲出は控えるよう努めること。
- できる限りの集約化と小規模化を図り、周辺の景観を阻害しないように配慮すること。

②屋外広告物の色彩基準

屋外広告物の下地等(※)に使用する色彩について、各広告物の面積の1/2以上は以下のマンセル表色系の範囲の色彩を使用するものとします。

※「下地等」とは、表示面のうち、文字又は記号(以下「文字等」という。)を除く部分をいいます。(地色や、図形、文字等の背景色、写真やイラストの部分等が該当します。)
※建築物等の外壁等の色彩の面積とは別に算出します。

色相	明度	彩度
R、YR、Y	全範囲	10以下
GY、G		8以下
BG、B、PB、P、RP		6以下
N		—



朝霞市景観計画【別冊】
景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」

令和3年10月
朝霞市都市建設部まちづくり推進課

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町 1-1-1
TEL:048-463-1111

策定中の都市計画マスタープランにおける景観について

【凡例】

(1) 朝霞市の目指すまちづくりの将来像

まちづくりの将来像は、朝霞市都市計画マスタープランの策定から概ね 20 年後に向けて、本市が目指す将来イメージを示すものである。ここでは、まちづくりにあたっての基本的な考え方と、まちづくりを進める上での統一的な目標概念となる「将来像」を設定する。

本計画の策定では、同時期に第 6 次朝霞市総合計画が策定されることから、相互の連携をより深めることが重要と考え、同じ将来像（ビジョン）を掲げる。

<将来像>

だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞

朝霞市は、武蔵野台地に育まれた緑と水辺に恵まれ、交通利便性の高い東京近郊の住宅都市として発展し、市制施行時に約 5 万 5 千人だった人口は、これまで増加を続け、令和 7 年（2025 年）には約 14 万 6 千人を有する都市に成長してきた。

これからも、朝霞市の強みである生活利便性や安全性、恵まれた自然環境、朝霞市民まつり「彩夏祭」に代表される文化などを、未来に継承していく。

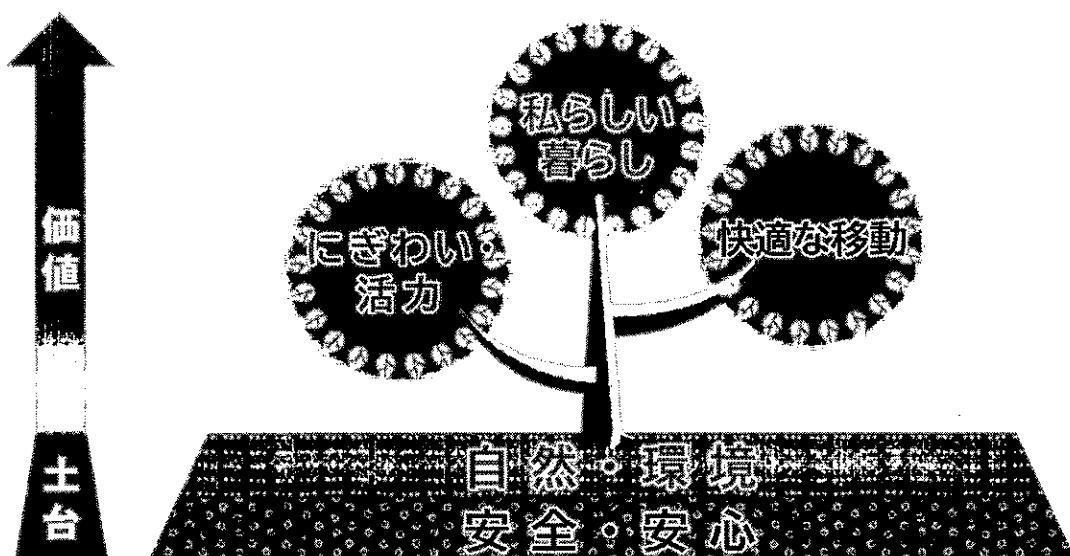
さらには、近年希薄化しつつある人と人とのつながりの再生や、協働によるまちづくりの活性化を通じ、第 5 次総合計画の将来像として掲げた『暮らしつづけたいまち』をさらに洗練することで、誰にとっても魅力的で誇りを持てる、住みやすいまちを目指す。

(2) 将来像の実現に向けたまちづくりのテーマ

前述で整理した上位計画における位置づけや、将来のまちづくりに対する市民意向、本市を取り巻く社会動向等の整理から、今後のまちづくりを検討する上でのキーワードを抽出し、そのキーワードを「来訪者／通勤・通学、住んでいる人、全体」のターゲットに応じて配置すると、大きく5つのグループに括ることができます。この5つのまとまりを将来像の実現に向けて取り組むべきまちづくりのテーマとして設定します。

上記の5つのテーマは、これからまちづくりを考える上で対応しなければいけないものと、朝霞の価値を高めるものに分けられます。そのため、以下の5つのテーマの関係性では、対応しなければいけない2つのテーマ「自然・環境」と「安全・安心」を土台として、朝霞市の価値を高める3つのテーマ「私らしい暮らし」、「にぎわい・活力」、「快適な移動」を育てていくことを表現しています。

■ 5つのテーマの関係性

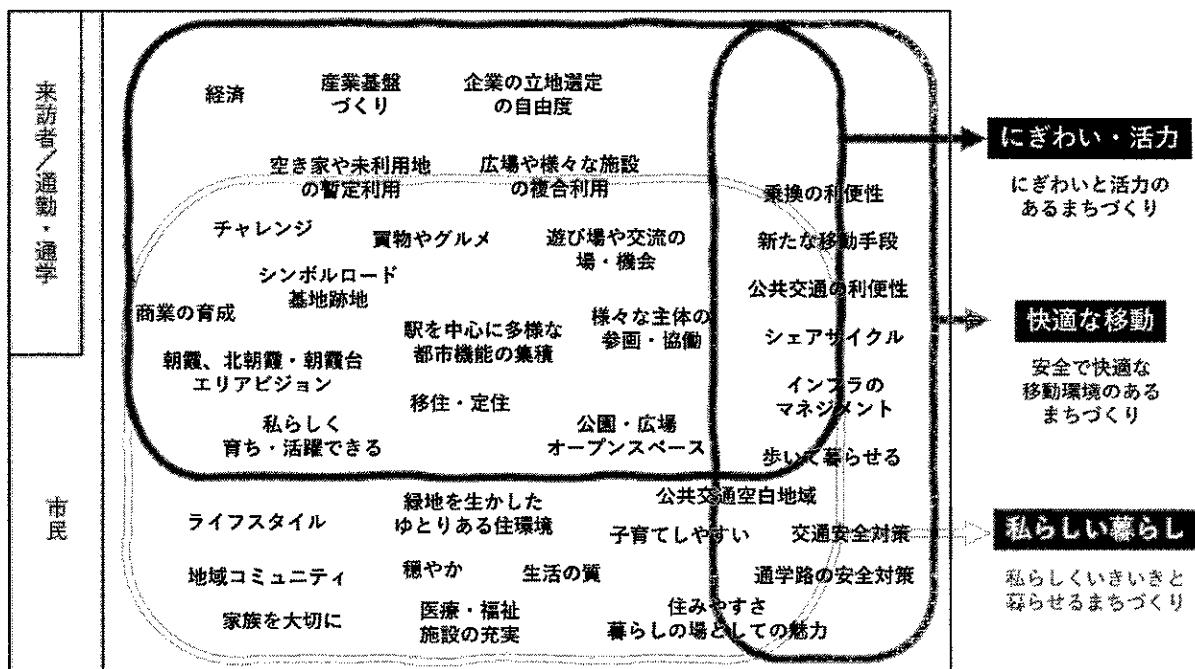


■ まちづくりのテーマの方針

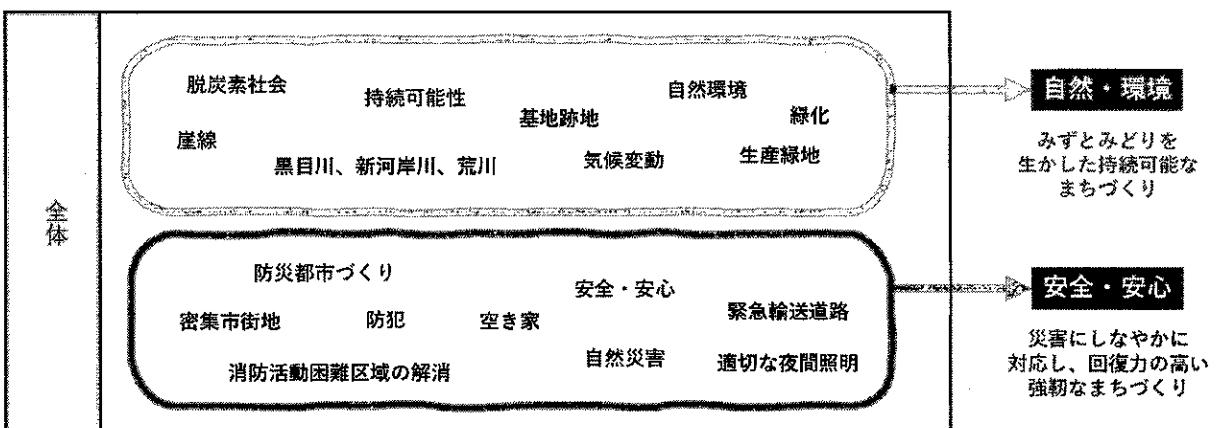
5つのまちづくりのテーマに含まれるキーワードから、各テーマのまちづくりの方針を以下のとおり設定します。

テーマ	まちづくりの方針
私らしい暮らし	・自然と利便性が共存するコンパクトな住宅都市であることを生かし、一私らしくいきいきと暮らせるまちを目指します。
にぎわい・活力	・四季折々のイベントが充実し笑顔が絶えないワクワクするまち、鉄道駅や道路ネットワークを生かした活力のあるまちを目指します。
快適な移動	・多様な交通手段でつながる、安全で快適な移動環境のある人にやさしいまちを目指します。
自然・環境	・みずとみどりのある朝霞らしい風景を守り、親しみ、未来のこどもたちに胸を張って残せる持続可能なまちを目指します。
安全・安心	・災害が発生しても、被害を最小限に留めるとともに素早く確実に復旧でき、日常生活のなかで防犯とともに備えができるまちを目指します。

<朝霞の価値を高めるキーワード>



<都市基盤の土台となるキーワード>



テーマ「自然・環境」

<方針>

みずとみどりのある朝霞らしい風景を守り、親しみ、
未来のこどもたちに胸を張って残せる持続可能なまちを目指します。

<方針の実現に向けた取組（案）>

■ 持続可能な未来につながる気候変動に対応する

① 環境配慮（脱炭素）の視点からも選択できる移動手段の確保

【例】地域公共交通の利用促進／シェアサイクル等の環境に優しいモビリティの選択肢の確保 等

② 環境にやさしい公共空間の整備

【例】公共施設の屋上・壁面緑化、レインガーデン整備／グリーンインフラの考え方を取り入れた公共空間の整備／建設工事における分別解体及び再資源化などリサイクルの推進と、木材の再利用及び県産木材の利用促進 等

③ 環境にやさしい住宅の整備促進

【例】創エネ・省エネ設備の整備促進／長期優良住宅等の認定 等

■ 複数の自然を育みつなぐ

④ みどりを整える

【例】河川のしゅんせつ（川底の土砂等の掘り上げにより、大雨時の河川氾濫の抑止だけでなく、川の水質改善等の効果が期待される）／既存公園などまとまったみどりの保全や維持管理等による質的向上／内間木公園の拡張整備／緑地や斜面林の保全／関係団体と連携した湧水・河川の保全・維持管理／水辺空間の保全・活用／特定生産緑地の指定などによる生産緑地・農地の維持／河川敷の整備、植栽（桜並木等）の維持管理 等

⑤ みどりを支える

【例】駅前広場・道路・公共施設等における花壇（プランター）づくり／市内に残る貴重なみどりの拠点・軸の形成・利活用／グリーンインフラによる機能性と環境への配慮を両立した施設整備の推進／公園等アダプト制度の普及・利活用 等

⑥ みどりを楽しむ

【例】みどり（緑地や農地、河川等）を生かしたイベントの実施／生垣設置の奨励／開発事業等における緑化や広場・公園の設置指導 等

■ 朝霞らしい風景を守り育てる

⑦ 協働による景観づくり

【例】周辺環境や景観に配慮した土地利用の誘導／景観樹木の募集・指定／景観重要公共施設の指定・管理／景観重要樹木の募集・指定・管理／景観づくり団体の募集・補助／旧川越街道や旧高橋家住宅などの歴史的文化資源の保全とまちづくり資源としての活用 等

⑧ みずみずしい風景を生かした自然景観への誘導

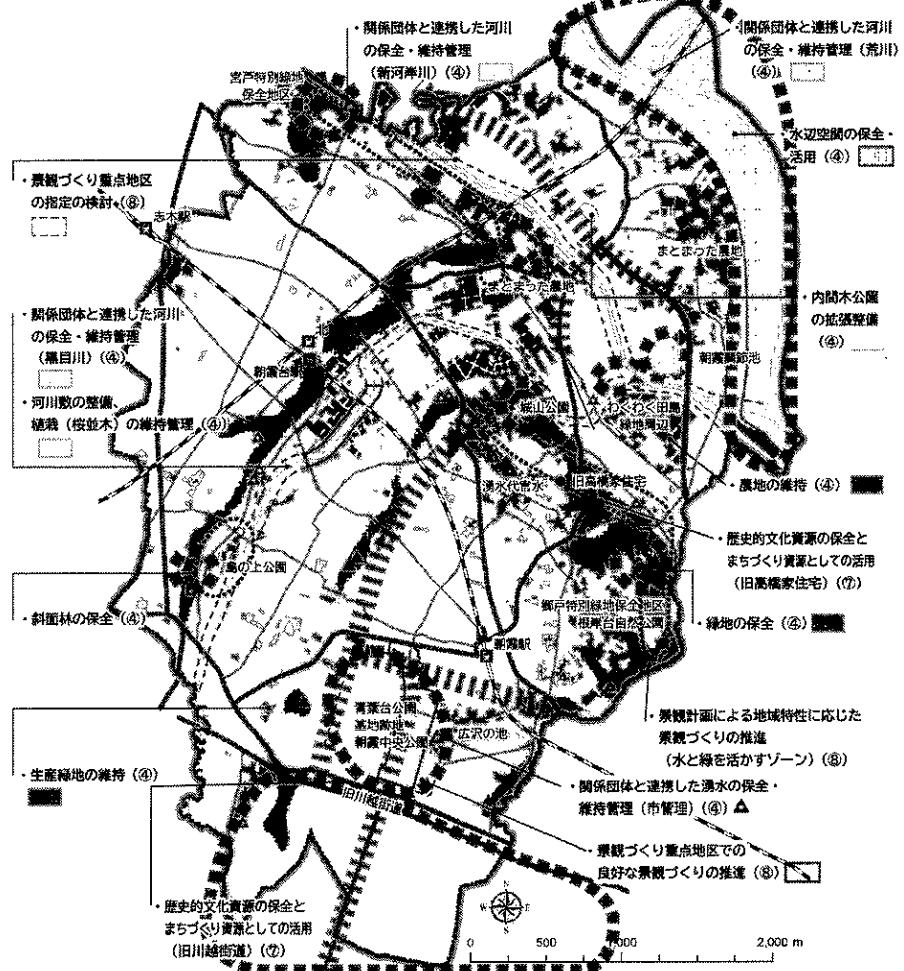
【例】景観計画による地域特性に応じた景観づくりの推進／黒目川や新河岸川周辺の景観づくり重点地区的指定の検討／墓地跡地や黒目川周辺の景観重点地区での良好な景観づくりの推進／景観計画に基づく景観の届出・運用／景観ガイドラインの作成 等

<方針図（案）>

市全体
・① 景観記述（脱炭素）の視点からも選択できる移動手段の確保
・② 環境にやさしい公共空間の整備
・③ 環境にやさしい住宅の整備促進
・④ みどりを整える
・⑤ みどりを支える
・⑥ みどりを楽しむ
・⑦ 景観による景観づくり
・⑧ みずみずしい風景を生かした自然景観への誘導

凡例

① みどりを整える	△ 清水	④ みずみずしい風景を生かした自然景観への誘導
△ みどりの奥点	△ 河川	△ 景観づくり重点地区
△ みどりの輪	■ 河川	△ 景観づくり重点地区的指定検討エリア
■ 河川	■ 河川	水と緑を活かすゾーン
■ 駅前広場緑地保全区域	■ 生産緑地	
■ 特別緑地保全地区	■ 特別緑地保全地区	
■ 市街化調整区域内地	■ 市街化調整区域内地	



テーマ「にぎわい・活力」

＜方針＞

四季折々のイベントが充実し笑顔が絶えないワクワクするまち、
鉄道駅や道路ネットワークを生かした活力のあるまちを目指します。

＜方針の実現に向けた取組（案）＞

■ にぎわいと活力のある駅前拠点をつくる

① 朝霞駅周辺の活気あるまちづくり

【例】駅周辺の利便性を生かした商業機能の充実／公共空間や地域資源を活用したイベント等を官民連携で実施（ASAKA STREET TERRACEなど）／地区計画を活用した駅周辺と一体的ににぎわいや活力の創出／定期的な小規模イベントの開催／イベント企画者の発掘・育成／回遊性の高い歩道・広場の設置や充実等

② 北朝霞駅・朝霞台駅周辺の活気あるまちづくり

【例】公共空間や地域資源（浄水場等）を活用したイベント等を官民連携で実施／定期的な小規模イベントの開催／各駅前広場の機能分担の検討／北朝霞駅西口ロータリーの広場化／駅周辺での地区計画（壁面後退、用途制限）を活用したにぎわい・魅力ある空間の創出／黒目川周辺イベントとの連携／朝霞台駅舎の建て替えに合わせたにぎわい空間の創出等

③ 誰もが楽しく歩ける空間の整備

【例】地区計画による歩行空間の確保／駅周辺の（まちなか）ベンチの整備／駅周辺の主要道の交通規制／駅周辺におけるバリアフリー・ユニー・バーサルデザインにも配慮した交通結節機能強化／人中心のウォーカブルな空間確保／建物の1階部分（アイレベル）のオープン化による歩いて楽しい空間の形成／空き地や空き店舗などを活用した都市機能の充実等

■ 安心して産業活動ができる環境を整える

④ 工業系地域における、居住環境にも配慮した生産環境の確保

【例】地区計画による建物用途の制限／工場と居住などを隔てる緩衝緑地等の整備／用途地域の見直し等

⑤ 企業と住民で共につくる地域経済の活性化

【例】市内に立地する企業等との連携・協働等

⑥ 立地特性を生かした戦略的な産業の誘致・育成

【例】国道254号バイパス沿道の活性化に向けた検討／Park-PFIなどを活用した内間木公園の整備／あずま地区の利活用に向けた検討支援／広域幹線道路沿道の特性を生かした産業用地の創出／大規模工場跡地の適正な利活用／魅力ある産業の誘致等

■ 地域資源を生かして活力を創出する

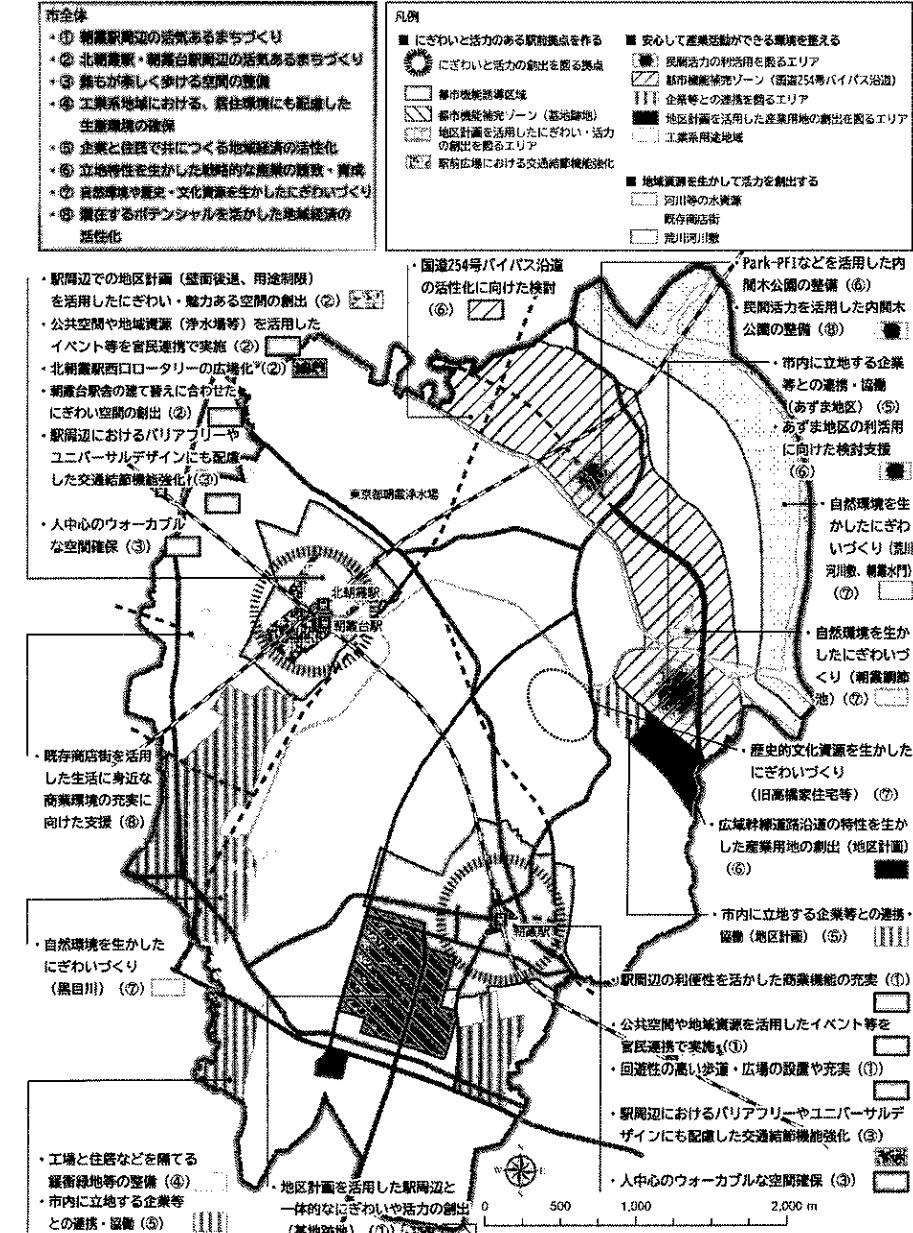
⑦ 自然環境や歴史・文化資源を生かしたにぎわいづくり

【例】黒目川や農地、斜面林等の自然環境を生かしたにぎわいづくり／旧川越街道や旧高橋家住宅などの歴史的文化資源を生かしたにぎわいづくり等

⑧ 潜在するポテンシャルを活かした地域経済の活性化

【例】既存商店街を活用した生活に身近な商業環境の充実に向けた支援／民間活力を活用した内間木公園の整備等

＜方針図（案）＞



テーマ「私らしい暮らし」

<方針>

自然と利便性が共存するコンパクトな住宅都市であることを生かし、
私らしいいきいきと暮らせるまちを目指します。

<方針の実現に向けた取組（案）>

■ 市街地と自然をつなぐ、選択肢のある住環境を整える ※交通に係る取組は「快適な移動」で対応

① 歩きたくなる地域づくり

【例】パリアフリーに対応した交通結節点の整備／騒音に悩まない駅前周辺のルール作り 等

② 利便性と自然が調和したゆとりのある地域づくり

【例】住宅密集地における生活道路の拡幅／地区計画や景観協定、建築協定を活用した自然環境と調和した住環境の維持・向上／公園等の公共空間の確保・利活用／グリーンインフラを取り入れたベンチの設置 等

③ みずとみどりに恵まれた地域づくり

【例】残存するみどりや農地の保全による集落地環境の維持／自然との共存に配慮した土地利用の推進／市街化調整区域での無秩序な開発抑制／教育や文化・福祉などの機能充実の検討／排水処理機能の向上の促進 等

■ 暮らしを支える生活サービスの質を高める

④ 市民サービスを支える広域型都市機能の充実

【例】駅周辺のエリアへの商業施設などの誘導施設の誘導や利便性の高い公共施設の集約化／公共施設の立地・あり方の検討／基地跡地が立地する特性を生かし、官民連携でまちづくりを進めるゾーンの形成／大学や病院が立地する特性を生かし、産学官連携でまちづくりを進めるゾーンの形成／国道254号バイパスの整備を生かし、自然環境や住環境と調和したまちづくりを進めるゾーンの形成／世代間の交流を促す居場所の整備／駅・黒目川・黒目川沿いの公共公益施設の回遊性向上 等

⑤ 地域生活サービスを支える地域型都市機能の充実

【例】地域ごとの都市機能の適正配置 等

⑥ 現存の土地や建物を活用した柔軟な機能確保

【例】空き家・空き店舗の利活用／公共施設の集約化・複合化、転用 等

■ 充分私らしいいられる場や活躍できる場をつくる

⑦ オープンスペースの創出と利活用

【例】交流スペース等の整備／リノベーションによる新たな公共空間の創出／北朝霞駅西口ロータリー広場化整備／公共空間を活用したイベントの実施（ASAKA STREET TERRACEなど）／公園や広場の利活用（規制緩和）／公共空間を活用する人材の支援／鉄道高架下空間の利活用／内閣木公園や荒川河川敷、朝霞調節池等を憩いと交流を生む空間としての整備・利活用 等

⑧ 私らしく働く場、活躍できる場の確保

【例】コワーキングスペース等の確保／ローカルビジネス、スタートアップ企業を育てる場の創出／シンボルロードの歩行者利便増進道路指定（道路を通行以外の目的で柔軟に使用できるようにする制度） 等

⑨ 共創による新たな価値の発掘

【例】産学官民連携による共創の場（地域課題と人材・技術をマッチングする場）づくり／地域に開かれた東京都朝霞浄水場に向けた検討 等

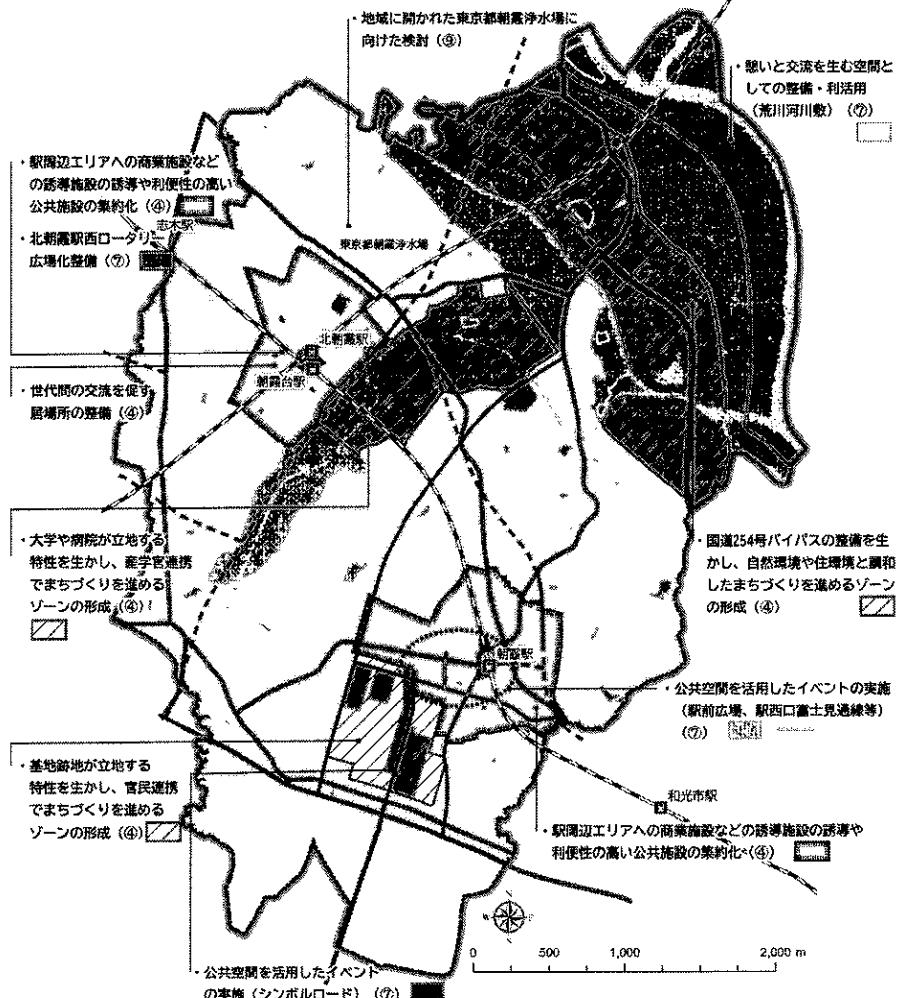
<方針図（案）>

市全体

- ・① 歩きたくなる地域づくり
- ・② 利便性と自然が調和したゆとりのある地域づくり
- ・③ みずとみどりに恵まれた地域づくり
- ・④ 市民サービスを支える広域型都市機能の充実
- ・⑤ 地域生活サービスを支える地域型都市機能の充実
- ・⑥ 現存の土地や建物を活用した柔軟な機能確保
- ・⑦ オープンスペースの創出と利活用
- ・⑧ 私らしく働く場、活躍できる場の確保
- ・⑨ 共創による新たな価値の発掘

凡例

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| ■ 市街地と自然をつなぐ、選択肢のある住環境を整える | ■ 私らしくいられる場や活躍できる場をつくる |
| ■ 歩きたくなる地域づくり | … イベント等の開催が期待される構路 |
| ■ 利便性と自然が調和したゆとりのある地域づくり | ■ 駅前広場 |
| ■ みずとみどりに恵まれた地域づくり | ■ 都市公園等 |
| ■ 地域生活サービスを支える地域型都市機能の充実 | ■ 河川緑地 |
| ■ 現存の土地や建物を活用した柔軟な機能確保 | ■ シンボルロード |
| ■ オープンスペースの創出と利活用 | ■ 荒川河川敷 |
| ■ 私らしく働く場、活躍できる場の確保 | |
| ■ 共創による新たな価値の発掘 | |



(3) 将来都市構造

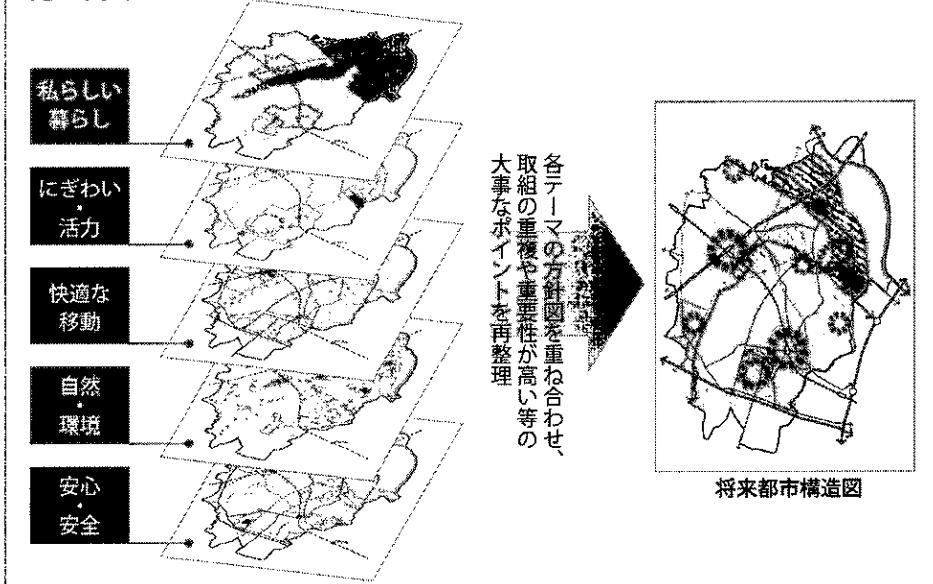
将来都市構造は、を目指すまちづくりの将来像を実現するため、本市の特徴・課題を踏まえた将来あるべき「都市の骨格イメージ」を明らかにするものです。

将来都市構造の構成要素として、行政サービスや医療・福祉、商業、文化など都市機能の集積や自然環境の保全の核となる「拠点」、市内及び隣接都市との交通及び自然環境の骨格を形成する「都市軸」、居住環境や土地利用の状況に応じた土地利用方針を表す「ゾーン」を設定し、それぞれの方針を示します。

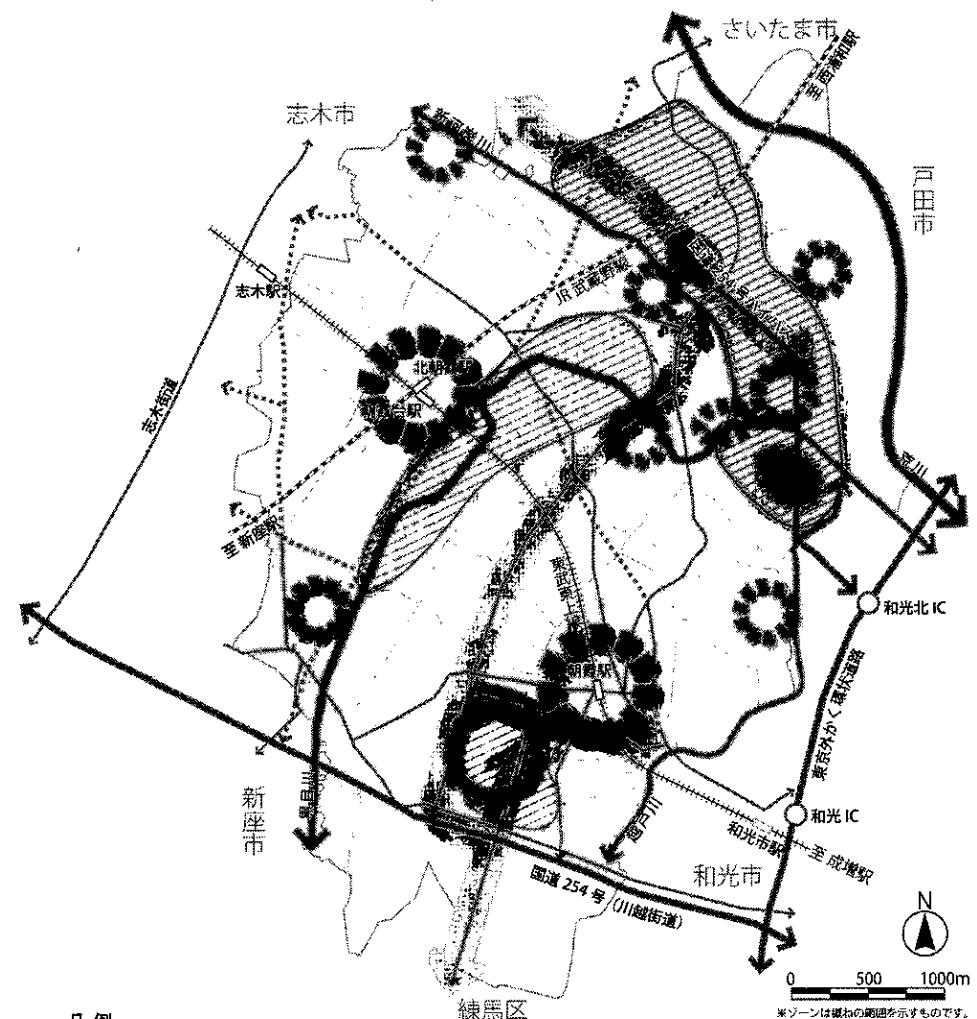
上記の将来都市構造の構成要素は、各テーマの方針図を踏まえ、その重ね合わせから取組の重複や重要性の高い等の大事なポイントを抽出し再整理したものです。

■将来都市構造図と各テーマの方針図の関係

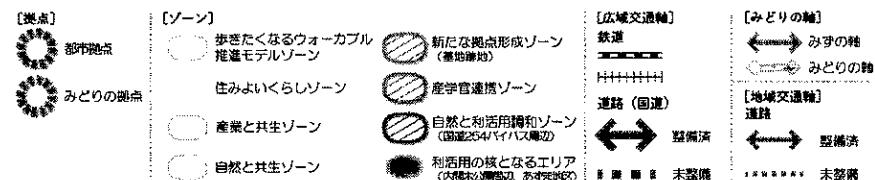
方針圖



＜将来都市構造図＞



凡例



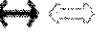
<将来都市構造を構成する要素の方針>

○拠点

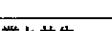
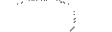
都市拠点	朝霞駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 朝霞駅周辺の道路など都市基盤整備の推進に加え、商店街の活性化に向け、魅力ある店舗の誘導などによる商業業務機能の充実やおもてなしを感じられる取組などによる空洞化対策を図るとともに、駅周辺の利便性を生かした医療・福祉・子育てなどの各種生活サービス機能や行政サービスなどの都市機能の集積を図り、魅力と活力のある中心市街地としてのぎわいづくりを推進します。 駅や商店街、周辺施設が連携し、安全で楽しく歩きやすく、思い思いの過ごし方ができるような、公共空間や地域資源を活用したウォーカブルな空間形成を官民連携で取組を推進します。
	北朝霞・朝霞台駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 北朝霞地区地区計画による商業業務施設の誘導を今後も維持するとともに、壁面後退区域の有効活用を行い多くの人が訪れたいと感じるにぎわいの景観や魅力ある商業空間の形成を図ります。 駅や商店街、周辺施設が連携し、安全で楽しく歩きやすく、思い思いの過ごし方ができる空間となるよう、ウォーカブルな空間の整備と活用を進めます。 比較的駅に近い大学や自然との連携の強化を図ります。
	基地跡地周辺	<ul style="list-style-type: none"> 市街地開発などが進む中であっても、朝霞市らしさの源泉であるみずやみどりを守るため、まとまった緑地を「みどりの拠点」と位置づけ、保全していきます。
みどりの拠点	朝霞調節池・わくわく田島緑地周辺	
	城山公園	
	郷戸特別緑地保全地区周辺	
	宮戸特別緑地保全地区周辺	
	島の上公園	

○都市軸

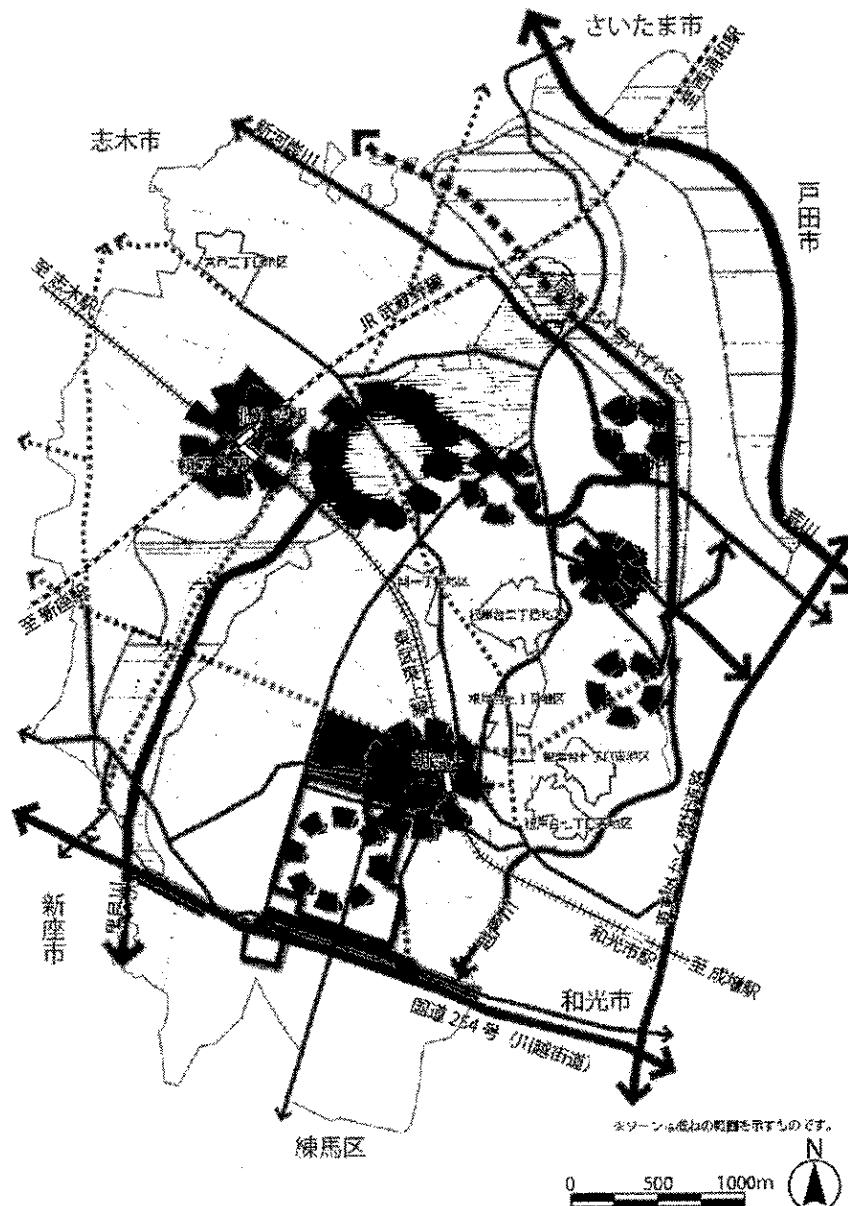
広域交通軸 鉄道	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> 近隣都市との広域交通ネットワークを形成し、地域間交流を促進します。 国道 254 号バイパスの早期整備に向けて国等との連携を図ります。
	道路 (国道) 整備済	<ul style="list-style-type: none"> 国道 254 号 国道 254 号バイパス
地域交通軸 道路	道路	<ul style="list-style-type: none"> 広域交通軸を補完し、市内の各拠点等を結ぶ地域交通ネットワークは、未整備区間の整備によるネットワークの充実を図るとともに、既存道路の改良を行い、交通流の円滑化を図ります。 長期未整備の都市計画道路については、必要性を再検証し計画の見直しを行います。
	整備済	

みどりの軸		<ul style="list-style-type: none"> 荒川 新河岸川 黒目川 越戸川 	<ul style="list-style-type: none"> 河川とその周辺の斜面地や農地と一体となり、自然環境を保全しながら、身近に自然とふれあえる場としての活用を図ります。
-------	-------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○ゾーン

歩きたくなる ウォーカブル 推進モデル ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺でにぎわい・魅力ある空間の創出により歩きたくなる空間を目指すモデルゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺に都市機能の集積を図るとともに、駅近の通勤や買物等の利便性に魅力を感じる多様な世代の居住の誘導を図ります。 シェアサイクル等の多様な移動手段を確保することにより、マイカーに依存しない居住環境を形成します。
住みよい くらしゾーン		<ul style="list-style-type: none"> 自然とのバランスが取れた住みよい環境整備を進めるゾーン (住居系用途地域) 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の市街地密度の維持を図り、バス路線やシェアサイクル等による交通利便性を確保しつつ、自然とのバランスのとれた総合的に暮らしやすい住環境を創出します。
産業と共生 ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> 地元産業の立地する特性を活かした、住まいとの共存を進めるゾーン (工業系用途地域) 	<ul style="list-style-type: none"> 地元産業が活性化し、また、持続できる環境を確保することにより、持続的な活力の創出を図ります。 市内に立地する企業等との連携・協働による地域経済の活性化を図ります。
自然と共生 ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> みずとみどりを保全しつつ、既存集落との共生を進めるゾーン (市街化調整区域) 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通空白地区の解消や防災性の向上など生活環境の改善を図りつつ、水辺空間やみどりの保全を図るとともに、周辺環境に調和するレクリエーション活動の場として活用を図ります。 市街化調整区域での無秩序な開発の抑制を図ります。
新たな拠点形成 ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> 基地跡地の立地する特性を活かした、官民連携でまちづくりを進めるゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> 基地跡地利用計画、基地跡地地区地区計画に基づく施設整備や土地利用等の整備を図ります。 未来ビジョンに基づき、官民連携による公共空間の活用を軸としたにぎわいの創出に取り組みます。
産学官連携 ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> 大学や病院が立地する特性を活かし、産学官連携でまちづくりを進めるゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> 現存する公益施設の機能を維持するとともに、景観資源である黒目川の魅力向上を図ります。 北朝霞駅・朝霞台駅からのアクセス向上を図るため、公共交通やシェアサイクル等の利便性の向上、歩行空間の安全性・快適性の向上を図ります。
自然と利便性 調和ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> 国道 254 号バイパスの整備を活かし、自然環境や住環境と調和したまちづくりを進めるゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> 国道 254 号バイパス整備による立地特性を活かした沿道土地利用の促進を図ります。 都市計画等の制度を活用し、防災・減災・農地・自然環境保全、地域活性化との調和のとれた適切な土地利用を推進します。
利活用の核となるエリア			<ul style="list-style-type: none"> 内間木公園周辺 あずま地区

(参考) 現行計画における将来都市構造図



構成	種類	周囲	位置	内容
拠点	都市拠点・地域拠点		(都市拠点) ・東京第1環状自動車道 ・JR武藏野線北側駅跡・東武東上線跡地周辺	(都市拠点) ・本市の中心的な拠点及び玄関口として商業・業務・行政サービス等の都市機能の集積を図ります
	医療と福祉の拠点		(地域拠点) ・根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺	(地域拠点) ・根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺は、都市拠点とのアクセスが容易ではない市北東部（主に東部・内鶴木地域）の地域生活拠点として商業施設の開発を図ります
	水と緑の拠点		・健康福祉センター、総合福祉センター、東洋大学などの公共施設等が立地する地区 ・基地跡地周辺 ・朝霞駅跡地 ・埼玉公園 ・鶴ヶ台特別緑地保全地区周辺	・基地跡地 ・朝霞駅跡地 ・埼玉公園 ・鶴ヶ台特別緑地保全地区周辺
地区	新たな拠点形成地区		・基地跡地	新たな市のシンボルとして、周辺エリアと連携しながら、緑地の保全とともに、多様な周辺施設と連携した土地利用により、地域の交流と活性化を図ります
	まちづくり重点地区		・朝霞駅跡地周辺及び夷隅の国道254号沿道地区 ・根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺 ・及び大字台地内の東地区の一部	大規模敷地及び周辺地区において、交通の利便性などの立地を生かして、民間活用等による地域の経済と雇用を支えるまちづくりに重点的に取り組みます
	新市街化地区		・旧鶴ヶ台駅跡地地区 ・根岸台5丁目土地区画整理事業区域	新たに市街化区域に編入した地区などで、都市農地が多く残る地域特性を生かした良好な市街地形成を促進します
都市軸	鉄道		・JR武藏野線 ・東武東上線	近隣都市との広域交通ネットワークを形成し、地域間交流を促進します
	道路（国道）		整備済区間 ・国道254号、国道254号バイパス（整備済区間）	
	未整備区間		・未整備区間 ・国道254号バイパス（未整備区間）	広域交通路を補完し、市内の各拠点等を結ぶ地域交通ネットワークを形成します
	道路（県道・主要生活道路・都市計画道路）		整備済区間 ・未整備区間 見直し検討区間	広域交通路を補完し、市内の各拠点等を結ぶ地域交通ネットワークを形成します
	水と緑の軸		・荒川、新河岸川、黒目川、越戸川	河川とその周辺の木林や農地と一緒に、自然環境を保全しながら、島田川自然とふれあえる場の創出を図ります
ゾーン	市街化区域		・商業系ゾーン ・工業系ゾーン ・住居系ゾーン	経済活動の場や住宅地として適正な土地利用を図ります
	市街化調整区域など		・自然空間 ・保全ゾーン ・緑地景観保全ゾーン ・自然と共存する公共公益施設等ゾーン ・自然と調和のとれたまちづくりゾーン	水辺空間や緑の保全と、周辺環境に連携するリクリエーション活動の場として活用を図ります 水と緑の軸と一緒に、自然環境及び景観の保全・創出を図ります 良好な自然環境を保全しながら、地盤的及び公益施設の立地を図ります 自然資源を保全しながら、既存の開発地帯の維持向上に努めるとともに、山林保護を生かした適正な土地利用を図ります

(参考) 各テーマの目標に対するストーリー（目指す姿）

1) テーマ「安全・安心」

■まちづくりのテーマの目標

災害が発生しても、被害を最小限に留めるとともに素早く確実に復旧でき、日常生活のなかで防犯とともに備えができるまちを目指します。

<安全・安心とは…（ストーリー）>

頻発化・甚大化する自然災害から市民の生命と財産を守るには、災害が発生する前の備えと、発生した後の対処のどちらも重要です。それらを非日常のための対応と捉えるのではなく、日頃の日常生活のなかで防犯とともに備えておく意識を持って取り組みます。

各地で地震や風水害が頻発するなか、災害発生前の備えとして、災害のおそれがある地域の解消や、危険な区域から安全な区域への居住誘導を進めます。また、老朽化したインフラを災害にも耐えられるように更新したり、災害時の被害を拡大させかねない環境にある住宅地の改善に取り組みます。

災害が発生したときにも滞りなく避難し円滑に復旧できるように、事前対応として防災拠点の整備・充実、避難場所や避難経路・緊急輸送道路の確保に取り組みます。

日常生活から「もしも」に備えたフェーズフリー*なまちづくりに取り組みます。もしもへの備えは防犯の観点からも有効です。

交通安全についても、誰もが安全で安心して暮らしていくためには重要な事項であり、テーマ【快適な移動】と連携して取組を推進します。

*フェーズフリー：日常と非常時を区別せず、身の回りにあるものを日常でも非常時でも役立てる考え方

2) テーマ「自然・環境」

■まちづくりのテーマの目標

みずとみどりのある朝霞らしい風景を守り、親しみ、未来のこどもたちに胸を張って残せる持続可能なまちを目指します。

<持続可能とは…（ストーリー）>

世界的な気候変動が進む中、都市としての対応が求められています。また、豊かなみずとみどりは朝霞市らしさの源泉です。

気候変動の要因となる環境負荷を都市づくりの観点からも減らしていきます。また、災害級の暑熱にも都市づくりの観点からの対策を講じます。

市街地開発などが進む中にあっても、朝霞市らしさの源泉であるみずやみどりを守ります。また、豊かなみずとみどりは守るだけでなく、つくり育てることも重要です。都市が更新されていくたびに、みずとみどりも増えてつながっていく仕組みをつくります。

都心近郊でありながら、みずとみどりに恵まれた朝霞市の景観を市民や事業者と協力しながら朝霞らしい心安らぐ風景を維持向上できるよう誘導します。

3) テーマ「快適な移動」

■まちづくりのテーマの目標

多様な交通手段でつながる、安全で快適な移動環境のある人にやさしいまちを目指します。

<快適な移動とは…（ストーリー）>

快適な移動は、日常の用事や通勤通学などの人の移動と、物流や移送などモノの移動に分類できます。

人とモノの移動どちらにも重要な幹線道路は、未整備区間の整備によるネットワークの充実を図るとともに、既存道路の改良を行い、交通流の円滑化を図ります。

住宅都市である朝霞市では、身近な生活道路の安全性をさらに高め、市街地内の物流や駐車の需要を適切にコントロールすることにより、朝霞市に暮らす付加価値を高め、こどもや高齢者をはじめとする市民の暮らしを守ります。

朝霞市のコンパクトな都市構造を生かし、多様な移動手段を確保することで、さらに生活の利便性や暮らしの質を高めます。

4) テーマ「にぎわい・活力」

■まちづくりのテーマの目標

四季折々のイベントが充実し笑顔が絶えないワクワクするまち、鉄道駅や道路ネットワークを生かした活力のあるまちを目指します。

<にぎわい・活力とは…（ストーリー）>

人やモノや情報が集まり、にぎわいと交流の拠点づくりを進めることで、都市の魅力向上や産業の活性化を促進することにより、市民が誇れる朝霞市を目指します。

市の中心拠点である駅周辺や商店街など、にぎわいが生まれやすい場所の活力を高めます。また、安全で楽しく歩きやすい歩行空間となるよう、ウォーカブルな空間の整備と活用を進めます。

地元産業が活性化し、また、持続できる環境を確保することにより、持続的なにぎわいや活力の創出を図ります。

国道254号や国道254号バイパスの沿道などは流通の面での立地特性を生かし、大規模な工場跡地などは産業用地としての立地特性を生かして、新たな産業の誘致と育成を図ります。

5) テーマ「私らしい暮らし」

■まちづくりのテーマの目標

自然と利便性が共存するコンパクトな住宅都市であることを活かし、私らしくいきいきと暮らせるまちを目指します。

<私らしい暮らしとは…（ストーリー）>

都心近郊の都市でありながら、武蔵野台地や河川などの豊かな自然が残る、多様な住環境は朝霞市の魅力の一つです。

市内には、利便性の高い市街地や自然環境を生かした住環境など、それぞれ特色のある地域が共存しており、選択できる住環境の多様性を伸ばしていきます。

多様な文化に触れたり、利便性・快適性を高めたりして暮らしの質（QoL=Quality of Life）を高めるため、朝霞市民全体会のためのサービスと地域それぞれの日常生活を支えるサービスの両面から、それらを提供する都市機能の充実を図っていきます。また、都市機能を整備、更新していくために既存のストックも活用しながら質を確保していきます。

私らしい暮らしを実現するためには、住まいやその周辺環境だけでなく、他者と触れ合える場や自分私らしくいられる場、私らしく輝ける機会も必要であることから、多様な方々と交流できる場や居心地よく過ごせる空間、活躍できる機会を創出していきます。